

## 平成21年第1回竹原市議会定例会会議録

平成21年3月3日開会

(平成21年3月3日)

議席順	氏名	出席
1	大川弘雄	出席
2	道法知江	出席
3	宮原忠行	出席
4	片山和昭	出席
5	鴨宮弘宜	出席
6	北元豊	出席
7	宗政信之	出席
8	大森洋	出席
9	稲田雅士	出席
10	唐崎輝喜	出席
11	松本進	出席
12	吉田基	出席
13	脇本茂紀	出席
14	小坂智徳	出席
15	天内茂樹	出席
16	小坂明三	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 伊藤順啓

議会事務局長 宮地憲二

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	友 久 秀 紀	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	胡 家 亮 一	出 席
総 務 課 長	今 榮 敏 彦	出 席
企 画 政 策 課 長	山 本 耕 史	出 席
財 政 課 長	谷 岡 亨	出 席
税 務 課 長	加 藤 武 夫	出 席
会 計 管 理 者	下 地 英 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 賢	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
民 生 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 生 活 課 長	大 澤 次 朗	出 席
協働のまちづくり推進室長	森 野 隆 典	出 席
忠 海 支 所 長	山 崎 繁 雄	出 席
人 権 推 進 室 長	桶 本 哲 也	出 席
社 会 福 祉 課 長	大 下 建 宗	出 席
福 祉 保 健 課 長	前 本 憲 男	出 席
建 設 産 業 部 長	三 好 晶 伸	出 席
産 業 文 化 課 長	和 泉 伸 明	出 席
観 光 文 化 室 長	中 川 隆 二	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	平 田 静 登	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	和 泉 伸 明	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 務 課 長	龍 光 寺 伸 孝	出 席
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	加 藤 洋 孝	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 5号 広島中央広域行政組合の解散について
- 日程第 4 議案第 6号 広島中央広域行政組合の財産処分について
- 日程第 5 議案第 7号 広島中央広域行政組合の解散に伴う事務の承継等について
- 日程第 6 議案第 8号 竹原波方間自動車航送船組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 7 議案第 9号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第 10号 竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 11号 竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 12号 老人集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 13号 竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 14号 大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 15号 竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 16号 総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの多目的グラウンド、テニスコート及び体育館の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 17号 竹原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案
- 日程第 16 議案第 18号 竹原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案
- 日程第 17 議案第 19号 竹原市老人医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 20号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 21号 竹原市交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 22号 竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 23号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 22 議案第 24号 特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 23 議案第 25号 竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一

部を改正する条例案

午前10時00分 開会

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長より報告いたします。

まず、監査委員より、平成20年11月から平成21年1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

---

#### 日程第1

議長（小坂智徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において稲田雅士君、宗政信之君を指名いたします。

---

#### 日程第2

議長（小坂智徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3

議長（小坂智徳君） 日程第3、議案第5号広島中央広域行政組合の解散についてを議題

といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第5号広島中央広域行政組合の解散について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、関係市町と協議の上、平成21年3月31日をもって広島中央広域行政組合を解散することについて、議会の議決を求めるものであります。

広島中央広域行政組合は、一部事務組合として竹原市、東広島市及び大崎上島町で組織し、広域市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施などの事務を共同処理しておりますが、圏域内での市町村合併の進展により、本圏域を取り巻く環境が大きく変化し、広域行政圏及びふるさと市町村圏制度で行ってきた事業の持つ意義や役割が薄れてきたため、広島中央広域行政組合を解散しようとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4

議長（小坂智徳君） 日程第4、議案第6号広島中央広域行政組合の財産処分についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第6号広島中央広域行政組合の財産処分について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、広島中央広域行政組合の解散に伴う財産処分について、関係市町と協議の上、各市町に帰属させる財産を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

処分の対象となる財産は、広島中央広域ふるさと市町村圏振興基金でありまして、当該基金の額について、帰属する市町及び割合を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

2番。

2番（道法知江君） 改めて確認をさせていただきたいと思います。

竹原市分の金額は幾らになりますでしょうか。そして、いつ、時ですね、いつ、どういった形で現金になるのかどうなのかということをお聞きしたいものと、それと活用方法なんですけれども、もう一度詳しく基金に回すのか、事務費等に充てるのかお聞きしたいと思います。あわせてですけれども、国債ということは、一般的にわかりやすくどういう形になるのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） 失礼いたします。

まず1点目でございますけれども、今の予定で申し上げますと、竹原市分につきましては約2億3,900万円でございます。

それから、基金の財産処分ですけれども、この基金の内訳が預金部分と国債部分ございまして、預金部分については、今の4月1日に諸収入として予算化しておりまして、それにつきましては基金のほうへ積み立てるという予定にしております。

国債部分につきましては、名義変更というような形で今のところ考えております。

それで、どのように活用するかということについては、関係各課等と今後協議してまいりたいというように考えております。

以上であります。

議長（小坂智徳君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5

議長（小坂智徳君） 日程第5、議案第7号広島中央広域行政組合の解散に伴う事務の承継等についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第7号広島中央広域行政組合の解散に伴う事務の承継等について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、広島中央広域行政組合の解散に伴い、関係市町と協議の上、その事務の承継等を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

承継の対象となる事務は、広島中央広域行政組合の一般会計及び広島中央広域ふるさと市町村圏振興事業特別会計に属する歳計現金、観光案内板並びに公用文書等に係る事務でありまして、これらの事務の承継について定めるほか、広島中央広域行政組合の平成20年度決算の審査及び認定の方法について定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6

議長（小坂智徳君） 日程第6、議案第8号竹原波方間自動車航送船組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第8号竹原波方間自動車航送船組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原波方間自動車航送船組合の共同処理する事務を変更するとともに、同組合の解散に関し必要な事項を定めるため、関係市と協議の上、竹原波方間自動車航送船組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

竹原波方間自動車航送船組合は、一部事務組合として竹原市及び愛媛県今治市の2市で組織し、竹原市竹原港を基点として、今治市波方港を結ぶ竹原波方間自動車航送船事業に関する事務を共同処理しておりますが、当該組合の航路を廃止するに当たり、その共同処理する事務を組合に係る財産管理及び処分に関する事務に変更するとともに、組合の解散に伴う事務の承継等について、関係市の議会の議決を経てする関係市の長の協議により定めることとして、必要な規定を整備するため、規約の変更を行うものであります。

また、竹原波方間自動車航送船組合の解散に伴う同組合職員の処遇については、同組合において職員の再就職に向けた対応が図られる中で、構成団体として同様の支援とするこ

とを基本として、組合運営調査特別委員会の委員長報告などから、構成団体としての政策的判断により、本市の正規職員への受験機会を設定することとして、同組合に対し組合職員の処遇方針について提示したところであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、質問をいたしたいと思います。

さきの全協のときに、資料の要望をいたしておきました。それで、それを見させていただくと、存続にかかわる国等への要望書ということで、15回ほど対応したというメモがありました。

質問の第1点は、これだけ私が言いたいのは、フェリー事業を長年にわたって運営されてきた事業を廃止するという今回の議案の提案であります。そこで、これまでも存続のためのあらゆる可能性っていうんか、これやっぱり対応すべきじゃないかということ私の意見として申し上げてきました。その一つとして、この資料ということを見ますと、国の対応というの、何か大ざっぱといえますか、誠意がないといえますか、そういうようなちょっとメモだけを見てそう思うわけですが、確認しておきたい1つは、管理者である竹原市長ということでの要望者の名前を見ますと、市長の名前でやられたのが3件というようなことしか載っておりませんでした。ですから、単なる要望ということでは、いろいろ陳情とかということも一つですし、そういうことがメモ書きされてるのかなということも推測するわけですが、私がちょっと確認したいのは、管理者なら管理者として、あるいは市長として、正式に公文書で国への要望、関係機関への要望をきちっとされたのかどうか。それでしたら、そういう文書が公文書で残るはずですから、そういったことを確認しておきたい。文書できちっと要望されて回答がきちっと来ている。財政支援は制度がない、対応が不可能だという国の回答、メモが1行ほどありますけれども、きちっとした回答が文書としてされているのかをまずお聞きしたいということが1つと、それから2つ目の質問は、フェリー事業を存続するための取り組みということがどこまで協議されたのかなというのは大変疑問に思います。いろいろ民間への譲渡の経過もこの報告書にはありますけれども、率直に言って、この数カ月間にそれだけ重大な決断ができるのかな、あるいはしてもよいのかなというところは、大変私は不信感を持っているわけです。

それで、1つは第三セクターということがこの中には全くありませんし、それが協議されたのか、検討されたのかどうかという事も一つと、それからもう一つは、これは前から繰り返し言っていますけれども、この際竹原市にこれまでに十数億円にわたる配分金といえますか、利益が還元されてるということの活用というんが、ほかの議員さんの指摘もありましたけれども、改めてこういった十数億円にわたる利益の還元金、竹原市への還元金を抜本的にやっぱり活用してもいいんじゃないかと、存続のためにです、そのことも私は申し上げてきたわけですけれども。その際、全協でも言いました、景気の動きとのかかわりでもあります。ずっと永久にというわけではありませんけれども、少なくともこの二、三年なり、一、二年なり、国等の景気の動向もあるんでしょうけれども、そういった期間に市の一般財源をこの配分金を活用して存続のための努力はしてもいいのではないかとということも申し上げました。ですから、この協議が具体的にされたのかどうかというんがこの中には載ってませんから、2つ目の中身としては、市として、市長として、このフェリーの事業を存続させるための一つは第三セクターなりの協議なり、第三セクターでの方式での存続とか、さっき言った2つ目は、市の利益を還元して、それをこのフェリー事業存続で頑張ってみるとかということがどういう協議されたのかということも2つ目にして伺っておきたいと。

それから、3点目には、市長の提案でもありました、廃止するに当たった場合、雇用問題、再就職がどうなるのかなというのが大変皆さんも心配されております。ここで伺っておきたいのは、提案が4月末フェリー事業廃止という御提案でありますから、この時点での失職者が何人おられて、竹原市関係の職員っていいですか、竹原市が責任を持って対応しなくてはいけない失職者の人数、それとこれまでいろいろ話されてきた再就職の経過と伺いますか、何人おられて、年代別で細かくわかれば教えてほしいんですが、そういったことも含めて、最後にはここに再就職に当たって竹原市への正規職員への受験機会を設定するということは具体的にどういうことなのか、希望者全員がそういった機会が与えられて、市が責任を持って再雇用をするということなのかどうかを含めて、お尋ねしておきたいと。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） それでは失礼します。

まず第1点目の国等への要望について、公文書としてしっかり要望したのかという御質

問だったと思うんですけども、昨年からあり方検討会議を立ち上げて、関係者でいろいろな考えられる選択肢について協議、検討を行ってきたという中で、とりわけ昨年夏の未曾有の原油の高騰、それによる厳しい経営状況というのを重く見て、まずは航送船組合のほうで、いろいろ中国運輸局を初めとして、いろんな要望活動を行ったという中で、その時点においては、あり方の方向性というか、まだ検討の途中の段階でいろいろな考えられる選択肢を探る中で厳しい経営状況にかんがみて、そのような要望を行ったというようなことでありまして、数十回やっておりますけれども、文書で出したものというのをごさいます。ただ、日本旅客船協会などを通じて行った要望につきましては、日本旅客船協会から国等へ対して要望書を出しておるといようなことであります。

それから、2点目の御質問、存続につきましてどこまで協議をしたのかというような、第三セクターも含めて協議されたのか疑問だといようなお話だったと思いますけれども、これにつきましても、あり方の検討につきましては、事業の継続はもちろんのこと、民間への委託、譲渡、それから廃止という、そういう考えられる選択肢について検討を行いました。実際に、航路の存続の方策として考えられます、民間事業者による運航の可能性なども探ってまいったといような努力もやってきた中で、昨年10月に国の追加経済対策でもって高速道路の大幅な料金の値下げが打ち出されたといような経緯もあります。厳しい経営状況の中にあって、そういうようなことが打ち出された。さらに厳しい経営状況になるということが予測される中で、抜本的な将来的に経営改善の見通しがなかなか立たない。そういう中で、例えば関係市からの財政支援を前提とした事業の継続といのは極めて難しいのではないかといようなことで、関係市あるいは航送船組合ともども検討した結果、このたび極めて残念ながら航路を廃止せざるを得ないという結論に至ったといことでありまして、その点御理解賜りたいと思います。

私のほうからは、以上であります。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） このたびの解散に伴いまして、再就職の必要となる人員という御質問でございますが、今航送船組合におかれましては全体で40名ほど職員がおられまして、いわゆる竹原市側には、その半数である20名ということになろうかと思っております。再就職に取り組むべき関係職員の数と申しますと、その20名のうちの2名が今年度退職をなさるといことでございますので、事実上18名ということになります。

本市が、先ほど市長の提案説明にもありましたように、構成団体として正規職員の受験

の機会を設定すると、その内容という御質問でございますが、この件につきましては、竹原市が通年職員採用試験を行っておりますが、これに準じた形で試験を実施していくという考え方でいるところでございます。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 私の質問した分は、1つは、きっと市長なり、存続のための国へのあらゆる要望っていいですか、公文書でしたかということについては、公文書ではしてないというような御答弁でありました。それから、2点目の存続のための具体的な協議という面で、民間への譲渡とか、いろいろなことは今まで説明受けました。資料なんかにもあります。だから、私が今具体的に聞いたのは、存続のための一つの方法、手段といいですか、第三セクターというんが、市とか民間とか出資して第三セクターでの存続の可能性ということはこの中に協議が載ってないから、あれば、いつやられて、どういう内容だったかなということをお聞きしたかったわけでありましてけれども、今の答弁の中では、されなかったんで、してなかったというふうに解釈をしてよいのかどうか。

それから、2点目の存続のための市の利益還元金といいですか、もうかったときに十数億円の各市町に配分金があった。こういうときにこそ活用といいですか、積極的な活用もやっぱりあってしかるべきじゃないかなという私は個人的に思うわけですがけれども、こういった分の協議なんかは、そらだれが考えても、この数カ月でできる話じゃないと思うんです。だから、そこを私は推測ではいけないから、具体的に第三セクターとか……、いろんな民間譲渡の分はされたんでしょけれども、文書で要請されたんかもわからない。しかし、まだそれだけでは不十分だと。第三セクターとか、市がもらったお金の分なんかを、最大限に二、三年でも頑張ってみて、その間どうするかということも検討してもいいんじゃないかと、そういったことも提起した分が、やったんが、いつやったんとかというんが協議されてない。ただ厳しい環境にあるという企画課長の、いうのはそりゃあわかりますよ。だから、私は、そういった課長の推測とか思惑じゃなくて、事実関係として、市としてやっぱり最大限協議して、議会に対する説明をぴしっとするぐらいの責任はやっぱり対応してほしい、すべきだと思うんです。ですから、第三セクターのは、本当に協議したのかどうか。十数億円の利益なんかを還元した場合は、どれくらいもてるんか、どういう形ならいいのかっていうのを具体的にやっぱり私は協議すべきじゃないか、それでいつしたのかどうかということをお私最低限存続のための努力としてすべきじゃないかということ

で、2つの点が漏れとるから聞いているわけです。再度お聞きしておきたいと。

それから、3点目の、これは存続の前提としてはちょっと矛盾する話なんです、廃止決定ということが一応打ち出されています。だから、いろんな職員、私がそこで働く立場だったらどうしようかなと、存続してほしいけども、だめな場合は再就職どうしようかなというのは、いろいろ家庭の分があったり、本人の生活もあったり、当然のことだと思うんです。ですから、退職者以外の18名の方で、今組合の取り組みっていうのもあるんでしょうけども、その中で18人のうち10人ぐらいは今めどがついてるよとか、あと8人は今ちょっと大変だからということか、あとはどうしようもないんか難しい場合、さっき言った、竹原市として希望者に対しては、受験を含めた対応を含めて、再就職に責任を持つということなのかどうかを明確に3点目としてお聞きしたいということであります。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） 失礼します。

議員御指摘、三セクの協議、それから市の利益還元金の活用というようなところを実際に協議されたのか、そのあたり明確になってなかったというふうな御指摘ですけれども、三セクも含めまして、事業の継続というところでもって、将来的になかなか経営の見通しが立たないというような状況にあるというようなところでありまして、三セクも含めて、そういう将来的になかなか経営改善の見通しが立たない中で、そういう関係市からの財政支援を前提とした事業の継続というのは困難であるという結論に達したと。

（「何社ぐらい協議したん」と呼ぶ者あり）

それは、民間ということですか。民間ということですか。

議長（小坂智徳君） ええわ、答弁者。

企画政策課長（山本耕史君） はい。

（11番松本 進君「その後で」と呼ぶ）

議長（小坂智徳君） 先、今の11番の答弁。

企画政策課長（山本耕史君） ということで、御指摘のありました三セク、それから利益還元金の活用というようなところを非常に将来的に経営改善の見通しが立たないというような構造的なところをとらまえて、財政支援前提とした継続は難しいという結論に至ったということでありまして、その点御理解いただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 大変失礼しております。

再就職の状況ということで、第1回の質問に落としておりまして、大変失礼しております。

再就職の状況、竹原市側の職員が18名のうち、2月中に1名民間への就職が決定したということを組合のほうからお聞きしております。現在のところは、一応そういう状況でございます。

それから、本市としましては、繰り返しになりますが、市長の冒頭の提案説明にもありましたように、組合運営調査特別委員会の委員長報告などから、構成団体として政策的に判断をした結果、このたび正職員への受験機会を設定をしていこうというふうにさせていただいたところでございます。これによりまして、このことを航送船組合に提示をいたしまして、組合の職員団体と協議を行う中で、処遇に関する支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） ぜひ、市長の御答弁をお願いしたいと思うんです。

私は、あらゆる可能性なり、存続のための協議を十分検討した上で、その結論がという報告では今ないと思うんです。だから、経営環境は厳しい、将来の見通しが立たない、だから難しいんだという課長の答弁はありました。私が具体的に聞いているのは、第三セクターへのをやった場合、竹原市とか民間とか出資割合とか、いろんなやっぱり具体的な協議になって、それでもだめなのかと、そういう協議をした結果の分で、普通じゃったら、この二、三カ月とか数カ月じゃあできませんよね、だれが考えても、常識に考えたら。だから、具体的に私は、協議しとんならしとるし、してないんならしてない。私は、今の思いでは、第三セクターも協議してない。ただ課長の厳しい将来的見通しが無いという結論があって、中の分は省いて、難しいだろうという推測じゃないんかと、ですよ。

もう一つは、各自治体の支援してから、利益の配分を活用しなさいということも、私はどこまで協議されてるのかなというが大変不思議に思うんです。だから、そういった分をじゃあ今治と協議してやる、それが本当に数カ月の間にできるかどうかということが、それは無理ですよ、だれがやっても、通常は。それが、私が聞きたいのは、本当にきちっと誠意ある対応をしてきたのかどうかというのを大変疑問がやっぱり残ります。ですから、市長として、最終的にやっぱり私は質問して、答えてもらいたいのは、第三セクターや、これまでの利益の竹原市への還元された分を活用した協議は、きちっとやってきたんかどうかを正式に答えてくださいや。私は、そういった協議の期間であれば、もう少し本

来は延ばさないと結論が難しいと思うけど。しかし、あなたは、本当にやったんかどうかを教えてください。

それから、3点目の問題は、再就職の件については、1人今民間の云々というのがありました。市長の提案説明の中で、政策的判断で云々ということがありました。ですから、あらゆる努力をされて、フェリー組合やとか、いろいろ本人さんも努力をされるんですけども、そういった中でも最終的に竹原市に就職を希望したいという人は、責任を持って竹原市が雇用するのか、そういう意味の内容なのかということを確認だけしておきたいというふうに思います。最終的に、竹原市が再雇用の責任を持つのかということについてどうなのかということを確認しておきたいということです。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 三セクでの検討はどこまでなされたかということと、もう一つは配分金を使っての支援といった御質問かというふうに思いますが、三セクにつきましては、先ほど企画政策課長のほうから御答弁申しましたように、継続といった観点から、あり方検討会議のほうでもいろいろ議論、検討をいたしております、そういった中で民間と協働で出資してやるというのは、大変民間のほうは難しいといった状況があったのは事実でございます。

それから、税金を投入して支援をしたらといった御質問かというふうに思いますが、大変経営が厳しい、経営の改善の見通しが立たない状況の中で、税を投入しての支援は大変難しいというふうに判断したところでございます。

それから、職員の処遇につきましては、せんだって竹原市の考え方は提案させていただいておりますように、試験を行った結果ということでございます。御理解いただきますようお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） 市長の公文書での正式な国等への要請はしてないということでありませけれども、やはり一体今の状況の中で全国的なこういうふうに船舶関係についての事業が行き詰まるとということの中で、やはりきちっとした公文書での要請っていうのはやるべきじゃないかなというふうに思います。その点についての、もう既に竹原市では4月30日付で廃止ということなんでしようけれども、その4月30日に向けての廃止のために、構成市の竹原市に1カ月前の承認ということを決まらせてくれということなんでしようけれども、やはりそうした国の要請に対するきちっとした取り組みが本当にできな



ったのか、やっぱり市長の責任だろうと思うんです。

それから、もう一個職員の処遇の問題ですけれども、いよいよ4月30日で廃止をするという中で、例えば構成市の一つである今治での情報を聞けば、全員を暫定的に市の職員にすると。1年間かけて就職を責任を持って再就職をお世話するということが決まっておるそうでございます。ところが、竹原市は、ここに書いておりますように、本市の正規職員への受験機会を設定するということで、18人中何人、いつ、どのように試験をして採用をするのかということが、まだ具体的に議会には説明がありません。これでは、組合の解散についての承認を下さいというのは理解ができません。

いろいろ職員さんの動向を聞いておりますと、今先ほど言われましたように、1名は民間に行ったということでしょうが、それはジェイ・パワーの下請のある企業でしょう。それはそれでいいんですけれども、ほかの18名に対する具体的な再就職へのプロセスというものがはっきりしてくれないと、承認だけ下さいということでは話にならない。

今、民間では、機関士についてはかなり需要があると聞いておるんですが、何月何日まで、職員へのいわゆる給料といいますか、退職金も当然でしょうけれども、保障するのか、その後はどうなるのか、そういう職員処遇に対する具体的な発表といいますか、具体的な方針を明らかにしていただかないまま、とにかく竹原波方間自動車航送船組合を廃止すると、承認をしてくださいでは話にならないと思いますが、職員の処遇について、そして1点目には、竹原市の公文書でのしてないということなんで、それで竹原市の責任が果たしたのか、もう一点は職員の処遇問題について具体的に述べていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） 失礼します。

では、1点目の国等への公文書での要望というような御指摘でございますけれども、あり方検討を進めていく過程で、正式に方針決定がなされていない段階で、その中でなかなか公文書で要請をするというのは非常に難しかったというのもございます。ただ、そうはいいながら、要請をしてないということではなくて、そういった中で、いろんな……。

何とか経営状況の改善に至るような要望なりを個別に対応させていただいたということでありまして、そういう国等への要請を公文書でやってなかったからといって、やってなかったということではございませんので……

そのあたり御理解いただきたい。

(「やってないんよ」「困るど、答弁に」と呼ぶ者あり)

議長(小坂智徳君) 総務課長、答弁。

(「暫時休憩になるど」と呼ぶ者あり)

総務課長(今榮敏彦君) 職員の処遇に関する御質問についてお答えをいたします。

具体的な試験の実施方法等についての御質問につきましては、基本的には職員団体との協議により、合意に達した段階で実施をされるということになりますが、一定には、竹原市としては、先ほど来申し上げましたとおり、受験機会を設定という、その試験の実施につきましては、一定には退職をされるまでの間に実施をしたいと、設定をしたいという考え方でいるところであります。

それから、具体的な就職へのプロセスということですが、市長の提案説明にも触れておりますが、基本的には処遇に関しまして組合において再就職に向けた対応が図られる中で、当然竹原市としても同様の支援を行っていくと。この件につきましては、当然再就職への支援ということですので、基本的には組合のほうで精力的に行われる中で、竹原市としてもそれについて共同の支援を行っていくという考えで取り組んでまいりたいというふうに考えておるところです。

議長(小坂智徳君) 7番。

7番(宗政信之君) 正式にまだこちら決まってないから公文書を出せなかったと。しかし、こうして議会には、いよいよ解散ですよというふうになってくるわけで、それじゃあどこの時点で、解散してから、へえじゃあ今から公文書を出すんですか。そういうことじゃないでしょう。だから、もっと対応が、11番が質問したように、全く性急にこのことを進めておると。全く責任を果たしてないというふうに思うんです。

それから、職員の処遇問題について、全協でもそうですが、今から話しするんです。今、この議会でいよいよ廃止の構成市の決定をいただくという段階で、まだ今から協議をするんですというふうなことで、果たして竹原市議会が、そういう状況の中で、はい、賛成しましょうということになるんですか。例えば、今治のように、就職の決まってない方は、全員1年間は今治市で責任を持ちますとはっきり言明した上で、1年間かけて就職は世話すると。特に、機関士については、船舶協会の中でもかなり仕事があるらしいということであるならば、それぐらいの大胆な提案をした中で、職員の再就職を考えてあげなきゃいけないのじゃないですか。例えば、ここに書いてあるように、本市の正規職員の受験

機会、いつ、何人ぐらいどういようにしたいんかということをお先ほど聞いたんですが、そういうこともない。採用試験で通らなかったとしたら、その方たちは、どの程度まで、何カ月間保障するのか。あるいは、問答無用ですと、何月何日付で退職金払って切るんですということなのか。そこらで、どうも今治市と竹原市の中で温度差があるんじゃないかな。それでは、この解散における決定をお願いしますということは、議会が賛成できんと思いますよ。そこらをもう少し具体的な職員の処遇問題について答弁をいただかないと、今18名残っておられる方の、職員さんの年齢を聞きますと四十数歳で、まだ十五、六年以上あるという方が何人かいらっしゃる。そういう方たちも、どういう処遇するのかなど。今のこの議会でも、今から協議するようなふうの答弁では、ちょっと理解しがたい。少なくともその間は、竹原市も暫定的に市の職員として受け入れますとか、退職金制度についても、とにかく航送船組合では線を引いて退職金をお渡しして、その後どうするか。いや、航送船組合での退職金は竹原市に移して、竹原市の職員としての退職金累計をしていくというほうにとるのか、そういうことも一切ないまま、職員は今非常に迷われます。そういう中で、定年に近い方は、もう全く希望を持ってんと。もう2年、3年あるんじやが、もうやめようと思うんじやとか、いろんな声が聞かれる中で、やはり竹原市がオーナーですから、そのオーナーがもうちょっとしっかりして、職員待遇の問題、それからその人たちの将来設計もきちんとしてあげなくちゃいかんのではないですか。そこらを御答弁をお願いします。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 職員の処遇にかかわります具体的な内容ということでの御質問でございます。

まず、期日につきましては、基本的には先ほど申し上げましたとおり、一定には労使合意の確認を得た後に、退職までの間に実施をしていきたい。ということになりますと、議員お尋ねの退職手当に関しましては、基本的には、通常の場合、公共団体から他の公共団体へ再就職の場合には退職手当は引き継がれるということでございますので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

人数にかかわりましては、一定には今試験結果による若干名という御提示をさせていただいております。この点につきましては、人事行政上の政策的判断により対応したものでございますが、昨今の定員管理、適正な職員数の管理の観点から若干名という表記をさせていただいて、御提示をさせていただいてるところでございます。

職員の処遇、いわゆる民間への再就職の希望者を含めた支援につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、航送船組合が行う再就職の支援とともに、竹原市としても取り組んでまいりたいという考えでいるところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） もう一度はっきり答えてください。

正規職員への受験機会は何名ぐらい予定しておるのか、いつ試験をするのか、それで漏れた方はどうするのか。今は、少なくとも聞く中では、こういうような再就職までお世話するという情熱が伝わってこないんですよ。今治ように、1年間なら1年間市に採用します、その間に必ず就職を全員に再就職ができるまで責任を持つという方針を出しとる。ところが、竹原市は、若干名が何名なのか、18人中、そんなのがわからんままに、とにかく1カ月前の構成市の県あるいは運輸局に対しての廃止届の届けが要るから、構成市竹原市が賛成してくださいでは、何度も言うように、全協から引き続いて話しているように、話にならないということです。具体的に、最後ですから、具体的にどのようにするのか、市の職員がどれぐらい採用するのか、あるいは採用が漏れた方、その採用も若干名という言い方ですが、何点以上しかとれんのだったらだめだとか、あるいは何名ぐらいを目指しとるとか。例えば、長いこと機関士、船の下へ潜ってやっとして、長いこと勉強もやっしてないのに、非常に不安など。僕は、まだ十数年残つとるんじゃけど、不安で不安でしようがないんですよと、連日のごとく何名か来られます。その人たちにやっぱり責任を持って、どうするんじやということがはっきりしてくれないと、竹原市議会が、はい、賛成ですよ、賛成しましたよ、残された、あるいは就職決まらなかった人たちに退職金で、はい、終わりです、そのお墨つきを竹原市議会が与えてええのか。このような大問題だろうと思うんです。だから、もう一度聞きますけれども、どのように18名の処遇を具体的にしとるのか。してなかったら、してないで結構です。してなかったら、賛成するわけにいきませんから、その点について御説明をお願いします。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 職員の処遇についての御質問でございますが、試験の時期につきましては、一応今の予定では、5月あたりを予定をいたしております。

それから、職員の採用人数でございますが、これはどこまでも試験をやった結果ということでもありますので、何名とかじゃなくって、若干名ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、試験に受からなかった方の支援についての御質問でございますが、これにつきましては、先ほど総務課長のほうから御答弁申し上げましたように、航送船組合と一緒に再就職のあっせん等、支援していきたいというふうに考えております。

議長（小坂智徳君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 存続への努力、または職員の方の再就職等については、もう既に質問がされて、答弁もされておりますので、私はひとつ視点を変えて、橋ができるというのは随分前からわかっていることございまして、一方の今治市のほうには、本当に足元まで道路もつながって、それは十二分な形になってると。その中で、一方の竹原市のほうはどう取り組んだのかということが、私は大事じゃないかなというふうに思うんです。

現在の総合計画におきましても、広域の連携による入り込み観光客とか、そういったにぎわいを創出するためにいろいろ努力していこうというのが書いてあったというふうに思うんですが、また100万人を目指すという言葉も書いてございました。ところが、ふたをあけてみると、50万人から60万人前後でずっと推移をしてきていると。確かに、橋が全通をいたしまして、乗用車、トラック等は利用者が激減しているというのは、先般の全員協議会での資料にも見てわかるとおりでございますけれども、ところがバスはそんなに減ってないというところを見ますと、観光客等については、やはりフェリーを利用される方が定期的におられたんじゃないかなろうかという中で、結果は別といたしまして、この10年間、竹原市と組合とが本当に手をつないで、そういった少しでも利用者をふやしていくということについて努力ができたのかどうか、努力をしてきたいのかどうか。ある意味では、四国への玄関口ということで大きくPRされた、またはテレビコマーシャルでも再三流れて、竹原のイメージアップにも貢献されてきた、そういったことを最大限に生かして、本当にまちづくりの一環として、竹原市がそういった事業に対して積極的に本当に取り組んでこられたのかどうか、そういうことについて、まず1点お聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） 失礼いたします。

平成11年にしまなみ海道が開通したというようなところで、それ以降航送船組合におきましても、営業費用の削減額を見ていただいたらわかりますように、かなりの経費の削減努力をしておると、しまなみ海道との競合関係にある中で、そうはいつでも大幅に収入が減少傾向にあると、なかなか抜本的な経営改善に至らなかったというような中で、とり

得る可能性のあるいろんな健全化策、収入増加策、営業活動もやってきたというふう聞いておりますし、そういったもろもろのいろんな経営改善策をやっても、なお厳しい経営環境にある。だから、座したまま今日に至っているわけではないというふうに理解しております。そういった中で、バスについて、若干バスがふえておるじゃないかというふうな話がありましたけれども、どうも聞くところによると、空車バスのほうが多いというようにも聞いておまして、今のような抜本的な高速道路の大幅な値下げということになれば、やはり少なからず、そういったところにも影響が出てくるのではないかとこのように考えております。いずれにいたしましても、そういった厳しい航送船組合の置かれた状況、こういったことをかんがみて、こういう方向性を出したというようにところで御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（小坂智徳君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 私がお聞きしてるのは、組合は、それは当然いろんな努力されておるのは知っております。職員の方が方々へ出向かれて、少しでもフェリーを利用していただきたいということで、足を棒にされながら、山陰のほうからいろいろ遠方のほうまで出向かれて活動されてるというのも私はお聞きしておるんですけども、私がお聞きしたいのは、竹原市がどうしたかということをお聞きしたいんですよ。竹原市の顔として長年にわたって御貢献をいただいていた。だから……、私は、結果は今お聞きしてないんです。時代の流れもあるでしょう。今度土日が、どこまで行っても1,000円とかというようになると、あるでしょう。しかし、橋ができるのは、わかっていたじゃないですか。その中で、竹原市はまちづくりの一つとして交流をふやしていきながら、少しでもそうした努力をしながら、竹原市のにぎわいをつくっていかうじゃないかっていう話があったわけですよ、総合計画の中で。その中で、組合は組合よというスタンスでやってこられたんですか。今後そういった事例が出たときも、そういうスタンスでやられるんですか。今度第5次総合計画が4月から始まりますけれども、その中いろんな施策、竹原市のにぎわいや、そういうことについて実施計画も示されたところでもありますけれども、そういったスタンスで行くんですか。私が今お聞きしてるのは、竹原市としてどのようにかかわって、お互いが共存共栄できるような形で努力できたのかということをお聞きしているんです。組合の方はやっとならるんです、それは、厳しい状況の中で最大限努力された中で、今日を迎えざるを得なかったというのはもう重々承知しておりますので、竹原市がどのようなスタ

ンスでこれまでフェリー船の活用等について取り組んでこられたのかをもう一度お聞きしたい。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） 失礼いたします。

竹原市としてという御質問であります。

竹原市は、立地性という点で、竹原港あるいは忠海港を擁しているというような点、それから広島空港にも近いという点、そういう竹原市の持つ地の利と申しますか、強みと申すか、そういった本市の持つ地の利や強みを再確認するという事は、このたびの新たな総合計画の中でも一つの思想としてうたっております、そういった地の利や強みを生かして、1つには周辺島嶼部等との海上交通連絡の要所としての暮らしと産業を支えるという事か、そういった取り組み、それから交流人口の拡大、地域の活性化、にぎわいということも御指摘ありましたけど、そういったものを図るという観点から、今の竹原市の持つ底力というような言い方をさせていただくと、自然や歴史、文化とか、人物とか、いろいろたくさんいいものがあると思うんですが、そういったところを生かして広域的な交流連携、そういったものに取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（小坂智徳君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 企画政策課長の御答弁、本当に大変だろうと思うんですけれども…

（「答弁じゃない、寝言よ」と呼ぶ者あり）

とてもむなしく聞こえるんです。課長さんにこういうことを言うのは、ちょっと酷かもしれないんで、これからの厳しい時代に、第5次総合計画の理念に向かって住みよさを実感するまちづくりをしていかなきゃならないときに、何か温度差と申しますか、感じてしまうんですが。

どうでしょうか。中央広域行政組合の財産処分で2億円が入ってくるということなんですけど、これ使って、もう一年チャレンジしてみたらどうかなと思うんですよ。

（「そうじゃ」「ばかなことを言うな」と呼ぶ者あり）

竹原の顔ですから、私はそういうぐらいの意気込みで市民にそういったことを訴える、分娩停止、それから中四国フェリーの廃止、大変大きな市民にインパクトだったんですよ。これは、先般の発言の中で私も言わせていただきましたけど、どうでしょうか、先ほ

どの御提案についてお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 広島中央広域行政組合の2億3,900万円をもってして、1年でも支援したらいかなもんかという御質問かというふうに思いますが、先ほどもお答えをさせていただきましたように、大変経営の改善が見通しが立たないといった状況の中で、税を投入して支援は難しいものというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 2月の中旬ぐらいだったと思うんですけども、記憶によりますと、全協を開きました。全協の報告のときと同じように、このたびいただいた資料によると、全然進展がないなというふうに、正直言って、思います。構成団体としての政策的な判断ってということが理解できないということと、そして正規職員への、先ほどほかの議員からも質問がありました、受験ということなんですけれども、やはり自分のことになってないんですよ。いわゆる市の姿勢ってというのはどうなのかっていうことが、一番市民の皆様は今後の不安を抱えているところだと思います。この点を明確にさせていただきたいなと思います。

平成18年にしまなみ海道が全線開通いたしました。その前後で、確かに車の台数、トラック輸送ということも含めて、フェリーから道路についていうふうに、高速のほうについていうふうに変わってはきております。しかし、ある大手の企業では、製造で輸送するときに、CO<sub>2</sub>の削減等もあるので、高速道路を使わずに、むしろフェリー便で渡そうという動きも出てきておりますし、また高速道路は、走ると燃費が非常によくなるってということもありますけれども、トータル的に市民に届くまでのいろいろなコストを考えると、フェリー便のほうがいいとか、そういった動きも出てきているということも事実ありました。時代の流れとはいえども、橋を使う利用客のほうが多くなっているんだと、そういった状況というのは、きのう、きょう、1年、2年前にわかったわけではないと。であるなら、10年ぐらい前から、なぜ竹原市として、観光とか、いろいろな角度でフェリーを使っていたか方っていうのをどのように努力されてきたのかっていう、いわゆる市の姿勢ってというのが市民の皆様としたら聞きたいっていうところだと思いますし、また大切な財産ですし、竹原市の顔、竹原市の宝、竹原市の宝がまた一つ消えるのかっていうことのもどかしさと憤りってというのはあると思います。そして、わかっていながら、この場に、このと



きまで来てしまったっていうことの状態ですよ。また、例えば廃止になったときの建物とか、県から借りている土地、この活用はどのように今後考えていくのか、そういったすべてにおける、あと大事なことは全協でも私は話をさせていただきましたけれども、何よりも優先すべきことは、職員の処遇ではないかと。17名ですか、1名が決まったということでしたので17名、この17名に対する処遇はどのようにするのか。今治市と同じような形で、最後の一人まで徹底して市のほうが就職あっせん等について面倒を見ようと努力しておりますと、そういった答えですよ。人をどのように思われているのか、そこがすべてトータル的に市の姿勢として問われるところではないかというふうに思いますけれども、そのことの答弁をいただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 企画政策課長、答弁。

企画政策課長（山本耕史君） 失礼いたします。

まず1点目の御質問でありますけれども、10年前からわかっていたことではないかというところ、市の姿勢はというようなお話、あるいは竹原市の宝というような御指摘、それが失われることに対してどうかというようなことだったと思うんですけれども、先ほど来からちょっと申し上げておりますけれども、しまなみ海道の開通以降、社会情勢の変化に対応する中で、いろんな経営健全化策とか、利用促進策をやってきた、そういう努力はやってきておったけれども、それを上回るいろんな価格競争を伴う競合関係があって、なかなか航送収入が減っていく中での経営改善につながっていない。追い打ちをかけるように、突然国のほうで発表された追加経済対策でもって、高速道路料金の大幅な値下げというような、一律1,000円とか、そういったようなものが打ち出されて、明らかにこれは競争条件として成り立たないというような状況になってしまったというのが背景にありまして、そういった中で、市の姿勢はということでもありますけれども、先ほど寝言ではないかという話もありましたが、本市としては、新たな総合計画の中でそういう本市の強みなりを生かして、そういう取り組みをやっていく、いろんな……

そういう広域的な交流連携を取り組んでいくというようなことで考えておりますので、いろんなそういう観点でのさまざまな施策なりを推進していきたいというふうに考えております。

それから、土地活用につきましては、今後関係機関と協議、検討して、決定してまいりたいというふうに考えております。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 職員の処遇に関しての御質問でございますが、当然組合の解散に伴う再就職というものについて、航送船組合においても精力的に行われるわけでございます。あわせまして、構成市として、竹原市、今治市ともに、民間への再就職を含めた就職支援、再就職の支援というものは、当然組合とともに取り組んでまいり。その中で、竹原市といたしましては、先ほど来説明のとおり、正規職員への受験機会を設定させていただいたというところでございます。その中で、組合職員の再就職への全体的な支援というものを総合的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 日本風景街道に第1号ということで承認されました三原から竹原、そして安芸津が入っております東広島市、呉市ということで、185が風景街道にも選定されておりました。そういうことも含めて、やっぱり今後の財産的なことをいかに活用されるのかということには注目をしていると思いますので、この点についても、議会でも何度もいろいろ協議していかないといけない、今後についてですけども、点だなというふうに思います。

まだまだもう一点の組合員の処遇なんですけれども、今後の具体的な予定というのがお聞きできないものかどうかというふうに思います。御自分のこととしてとらえていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 職員処遇、いわゆる正規職員への受験機会にかかわる具体的な日程につきましては、先ほど副市長のほうからありましたように、5月を一応予定をして実施をしていきたいと考えております。

それから、採用人数につきましては、基本的には試験結果による若干名の採用ということになります。

繰り返しになりますが、職員の再就職ということにつきましては、民間への再就職を含めまして、竹原市、組合双方ともに、今治市を含めてということになりますが、総合的に取り組んでまいりたいということで御理解いただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 最後の質問ですけども、責任を持ってというような表現ではなく、本当にまず自分のことなんだと、自分の身内なんだと、そういう思いで、17名の方には徹底していろいろと守り、また支えていっていただきたいなというふうに思います。

し、その姿勢が今後の竹原市を、どういう方向で竹原市が向かっていくのか、どういう構想で竹原市が未来に向かっていくのかということが、市民が皆注目をしておりますので、ぜひ議会のほうにも何度もかけていただきたいと思います。

以上です。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） 11月3日の市制50周年の前に、市制50年行財トップ対談、中国新聞ですね、この中で市長は、臨海空の交通の結節点に竹原市はなっていると、こういうふうに強調をされておられます。さらに続きまして、観光は一つの点ではだめ、海などの竹原の個性を生かして観光資源をふやし、広域観光も進めて、リピーターを呼べる、風情あるまちづくりをしたいと。後段部分は別にいたしましても、やはり中四国フェリーがもう廃止ということが具体的な日程に上っている中で、市長はなおかつ11月2日付の中国新聞において、臨海空の交通の結節点になると、これが竹原市の個性であり、特徴の一つなんだと、こういうふうに強調されておられるわけです。

それで、私も長くはありませんけれども、24年間竹原市行政に奉職をしまいで、数々の陳情なり要望もしてまいりました。もちろんその要望書、陳情書もつくって、さまざまところへ行ってきました。先輩議員あるいは同僚議員の質問に対して、要望なり陳情をしてきたんだと、こういうふうに言っておられるわけでありまして。まことに失礼ながら、私も、前任の委員長にかわりまして、中四国フェリーの船舶常任委員長に就任をさせていただきました。そこで、改めてお尋ねしますが、本当に中四国フェリーの存続を求めて陳情に行かれたことがあるかどうか、1点お尋ねをいたします。私は、中四国フェリーの副管理者にすべてその一々について確認をいたしておりますが、事のついでに担当課長なり担当の職員のところへ業務上行って、ついでにごあいさつがたお願いをしたということであって、市長が、この11月2日の市制50年行財トップ対談において、臨海空の交通の結節点になつとると、これを主張しておられるんですよ。その海の営々先輩が大変な苦勞して築いてきた、まさに中四国の財産であり、私もかつて広島県に対しても主張してきたけれども、竹原市民だけではなくて、広島県民の財産とも言うべき中四国フェリーの航路廃止という問題に対して事のついでに、それも中四国フェリーの課長と副管理者が、事のついでに茶飲み話で言っただけの話ですよ、そうでしょう。本来なら、市長も、先人の教訓や苦勞を生かしながら今後の竹原市政に生かすと、事あるごとに言っておられるじゃないですか。であるならば、まことにもって竹原市にとって中四国フェリー

がなくなるということはまさに一大事であるし、そのことを企画財政課長も私との事あるごとの話の中では言うてきたし、総務部長においても、中四国フェリーの存続を図るというから、後ほど触れますけど、そんなことできるわけなからうかと、だから3月末日をもって早急に廃止をして、1カ月に3,000万円も失われるというんだったら、先ほども金が要するというお話があられた。確かにそうなんです。1カ月あれば、3,000万円あるんですよ、3,000万円。これがおくれることによって、3,000万円竹原市民の、少なくとも竹原市民と今治市民の財産1,500万円ずつ分けられたものがなくなるんですよ。1,500万円あれば、市民の要望にどれだけこたえることができますか。そうでしょう。事のついでに、ほかの用事のついでに行って、こんな上司おられますかね。茶を飲みながら、こんな実は困つとんですが。それも、廃止のために何とか財政支援措置をしてくださいと、こういう話じゃないんですか。ですから、私も先般の全協でも申し上げましたように、事あるごとに前委員長である小坂調査特別委員長の例を引き合いに出させて物を言うておられるが、小坂委員長の要旨というのは何かというと、職員の再雇用が一番大事だったんです。そして、今治の議員さんも同じような考えでありましたよ。ですから、11月11日のフェリー議会における調査特別委員会の最終結論の最大の眼目は、いかにして多くの職員の再雇用をするのかということが最大の眼目であって、本来ならば7番議員のほうからもあったように、先にそのことの具体的な説明がなされねばならないんじゃないですか。

今治市と竹原市における回答、私も副管理者から報告を受けております。竹原市においては、試験による採用、これは今まで議論の中でありましたから、具体的に何名ということを受けよということは難しいでしょう。そして、今治のほうは、再就職に至るまでの期間の最長1年間における臨時雇用と、こういう話です。先般、私は、今まで副管理者に対しても、また組合の関係者に対しても、また竹原市の関係の課長に対しても申し上げてきましたけれども、解散ということは、組合、そしてフェリー議会の大半においてコンセンサスを得ていることであるから、早急に組合との交渉を進めて、可能な限り再雇用なり、将来の身の振り方についての安らぎといいますか、安心というものを与えてやる必要があると、こういうふうに言うてきたわけでありましてけれども、フェリー議会におきましては、フェリー議会が結論を出さないのに、副管理者のほうも、また組合のほうも交渉に入ることはできないと、こういうことでありましたから、小坂委員長ともいろいろと意見の対立はありましたけれども、早期の解散ということで、当初3月における閉鎖というもの

を、廃止というものを決めていったわけでありまして。何でしたら、確認をしていただいてもいいけれども、ここに発言録の記録も持ってきておるところであります、ここに。そりゃあ当時の調査特別委員長、大変な御苦勞の中で、再雇用のところへ入れたわけでありまして。そして、問題は、本来組合としても、副管理者としても、3月末日をもっての航路の廃止と、こういうことで一致を見とったんです。そして、11月11日の調査特別委員会の結論を待って、今治市は、またフェリーの職員、課長も含めてですよ、課長、職員が、副管理者がそこへ行つとるかどうかわかりませんが、そして竹原市の企画政策課の職員も帯同して、県のほうへも地域振興課へ相談に行つて、再就職も含めて、各航路の廃止ということを考えるならば、3月末日が一番いいですねと、そのためには12月議会への規約の改正案等を上程をされなければ間に合いませんよと、こういう広島県の地域振興課のほうの指導もあり、また今治市役所のほうも、そうした議論を踏まえて、12月議会への条例の規約の改正案、これの上程をお願いしたい、その旨副管理者に対して竹原市との調整をお願いをしたいと、こういうふうにし入れがあったはずであります。そして、副管理者のほうから副市長のほうに対して、そうした旨の電話があったはずであります。私は、水かけ論をするつもりはありませんから、はっきり申し上げておきますが、そのときに副市長室には、あることの要望を持って副市長を訪ねておられる方がおられた。そして、その方については、私も知り合いです。えらい剣幕じゃつたと、こういうふうに言うておられたわけでありまして。そして、もう少し断章的に言いますと、11月11日の調査特別委員会の話を、今治選出のフェリー議員も市長とは約束はできとるんだと、約束は。約束はできとると。もともとフェリーの当時の副管理者の越智市長は、最初は再雇用についてはゼロ回答と、最も強硬なスタンスをとっておられたわけでありまして。いろいろ組合のほうの努力によって、何とか今治市役所の副市長が、わしが腹をかけて、市長と差し違えてでも何とかしたいという形の中で、人数についてはおおよそのことは聞いておりますけれども、そのことは申し上げません。何とかかんとか、竹原市と今治市が、組合の要求は当然全員の再雇用でありますけれども、しかし市民感情とか、さまざまな問題がありますから、その中で最大限可能な限りの再雇用を確保しようということの一つのコンセンサスはできつた。だからこそ、12月議会への規約の改正案、これを出して、空白期となる今治の市長選挙、市議選、これのダブル選挙の空白を避けて、そこまでに12月議会で決着つけておこうということであったわけでありましてけれども、残念ながら、それは実現をできなかったわけでありまして。そして、市長選挙が終わつたと。私、それを見て、ある方から

新聞を見せていただきまして、ちょっと愕然としたんです。例えば、前副管理者である今治市長の越智さんの陣営には、海運関係者がこぞって応援しておると。あっ、これは危ないなど、私は思っと思ったわけです。それで、私は、恐らく今治はかなり厳しい状況になると、こういうふうに考えておりました。そして同時に、職員の再雇用について一生懸命頑張っておられた議員さん方も前市長の越智さんのほうへ行かれたということで、私は、結果として非常に厳しいものを予測しておりましたけれども、当時の組合関係者も含めて、かなり今の市長が副管理者の経験もあるということの中から理解があるであろうということで、楽観的な雰囲気を持っておられました。私は、これは危ないなど。私が一番心配しましたのは、今治のそういう空気を受けて、竹原市も今治と同じように、再就職までの1年間の臨時雇用ということになれば大変だなど、こういうふうに考えたわけです。そうした意味では、スタートラインに立ち返っていただいた今日の状況については、私は一定の評価をさせていただきたいと、このように考えております。しかしながら、してもない陳情とか要望をさましたかのように、この議会においてなおかつ虚偽の答弁を繰り返すという、これが寝言でなくして何ですか。竹原市民を愚弄しておるのかと、私はこう言わざるを得んわけでありませぬ。

話は少し変わりますけれども、現議長におかれて、いろいろと就任後、いろんなどころへ要望に行かれたり、ごあいさつに行かれたりしておられます。そして、議長報告ということで、各議員にその報告書を御提示いただいております。日にちは正確に記憶しておりませぬけれども、広島県知事にもお会いになりました。そのとき、県知事の言葉の重みをどう受けとめるかは別ですが、県知事におかれても、中四国航路は重要な航路だねと。その言葉の裏には、何とか存続へ向けての苦労はできないものかねと、汗はかけないものかねと、こういう言外の思いがあったのではないかと私は勝手に推測するわけでありませぬ。何となれば、何となればですよ、広島空港は、この場においても私何度も申し上げてきましたが、中四国における国際拠点空港として建設されたんです。これから、今なるほど百年に一度の大津波の中で大変な金融危機、経済危機にありますけれども、今後をどういう形で日本経済なり、アジアあるいは世界の経済が回復するかもわかりませぬ。谷があれば、またとりわけその谷が深ければ、いずれ来るであろう山も非常に大きいものがあると、こういうことも言えるかもわかりませぬけれども、恐らく、恐らく、この中四国航路を残せるもんなら残したいなという、もし県知事にその思いがあったとすれば、私は、せっかく市長が県からお招きをされておられる総務部長、企画政策課長を水先案内にして、

何とか航路存続へ向けて県知事のお力をおかりできませんかねと、力をかけてやってくださいと、こういうお願いというものは当然に行かれるんじゃないでしょうか。そうであれば、11月2日の中国新聞における臨海空の交通の結節点になっておる竹原市の個性なり特徴というものを、市長は大上段に構えて言ったわけじゃないですか。中四国フェリーがなくなった場合の竹原市というのは、単なる瀬戸内海の真ん中の田舎にしか過ぎんのですよ、辺境にしか過ぎんのです。私は、そう確信をしております。

そして、今回の事態です。私は、フェリー議員になったときに、極めて異例な形の中で、1年生議員としてフェリーの議会に送り出させていただきましたけども、3隻運航から2隻運航になる、みずから退路を断ったねと。あとは解散しかないんだよと。だから、一日でも早く航路存続のための民間売却を考えるべきであると、私は船舶常任委員会において申しあげましたよ、そんなときに副管理者は笑うたんですけどね。しかし、結果は、ごらんのとおりです。なるべくしてなつとんです。

いろいろ議論はありましたが、結局今回の経済対策に伴ういろいろの橋の通行料1,000円、これに至るまで、そもそも橋ができる前に、中四国フェリーは野村総研に依頼をして、果たして中四国フェリーは存続できるかどうかの調査をしとるのですよ。恐らく1,000万円を超える委託料で調査をしとるはずであります。そのときには、3割は減るであろうと、3割は。しかし、3割の減少にとどめられるとするならば、フェリーは十二分にやっていると、こういうことです。それが、橋を通行料が高いからなかなか渡れないと。本四の3橋ができた中で、じゃあその建設費をどう償還していくんだとか、いろんな議論がありました。その中で、今に至る第1段としての橋の通行料の引き下げがあったんです。ある意味、今回の問題と含めて、まさに国の政治的テロに遭って、国の政治的テロによって竹原市民、あるいは今治市民が営々と築いてきたこのフェリーというものが命脈を絶たれるわけでしょう。であるならば、茶飲み話とか、あるいは単なる一フェリー議会、一部組合の副管理者が陳情に行つて済むような話ではなかったし、そこはどうしても市長が行かなければ、話のつかない問題です。

では、なぜ行かれなかったのかについての、時間も迫ってきましたんで、市長の明確な答弁をお願いをしておきます。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

（「答弁」と呼ぶ者あり）

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 中四国フェリーの件につきましては、国土交通省の海事局長、あるいは中国運輸局長等々との話の中では、先ほども申し上げましたように、あり方検討会議での議論の中ではございましたけども、あらゆる場合を想定しながら、要望をさせていただいております。そういった中で、国のほうの方針なりを模索する中での判断をさせていただいたわけでございます。

議長（小坂智徳君） 13番。

13番（脇本茂紀君） まず、航路の存続ということは、きょうもう既に解散の議論をすることになっているわけですけれども、1つは原因についての説明が、最初はまず油がうんと上がったと、この高騰が続けばとても維持できないというのが最初の説明でありました。そして今度は、高速料金が下がりますよと、橋の料金も下がりますよと、これではもう存続は不可能でしょうというふうな説明でこの間来ました。これらの要因、油が上がることに關しては、世界的な恐慌という、そういう流れがあるわけですけれども、いずれにしても、これらの流れの中で、やっぱり国が果たしている役割は非常に大きいと思うんです。だから、今のあれだけ莫大なお金を投入してつくったしまなみ海道は、採算性からいうと、全く上がっていない。ほかのところは、採算性が上がらんからというて、例えば病院なんかはどんどんつぶしたりしているのに、しまなみ海道は、採算性が上がらん上に、今度は料金まで安くすると。こういう国策で実はフェリーがつぶされるんだということなんですよ。これは、私は、フェリーが運航されてるすべての自治体の長が結束して、やっぱりどうしてくれるんやと。我々の町の死活の問題であるフェリーの存続が、いわば国策といたしますか、道路料金あるいは橋を安くする、そういう国の政策によってそうなるんですよ。このことに対して国は何らかの対策を打たにゃいかんだろうと。これは、ちょうど石炭から石油へというふうに移ったときに、産炭地に対してはさまざまな対策を打ちましたよね、政策的に。今、瀬戸内海全体のそういう航路がこういう危機に直面していると。それは、民間企業の企業努力が足りないからなら別です。あるいは、そういうフェリーの努力が足りないからなら別だけでも、少なくともやはりこれは国の政策によって、国が、つまりフェリーから橋へという政策転換を行うことによってこの事態が起きてるんだから、それで危機をこうむった民間企業に対しても、あるいはそういうフェリー航路を持っている自治体に対しても、何らかの国の支援策や施策が必要ではないかということをやったり訴えていく必要があるんでないか。そういうことをやっぱりやらないと、この中四国地域のいわゆる港運は、ある意味で壊滅的な打撃を受けるんですよと。



そういう意味では、広島県だけでもこの沿線にフェリーにかかわる自治体が連なっているわけでありまして。四国もそうでありまして。

昨日、私は、たまたまみなとオアシスのこれからの行方を検討する全国協議会というのに出てまいりました。そこで、八幡浜の方が参加をされておりました、同じことを言っておられました。八幡浜も、そういうフェリー拠点として港があるのに、このフェリーが壊滅的な状態になったら、港湾が港湾としての本来の機能を持たなくなると。ましてや、中四国、あるいは四国、九州の結節点としてある八幡浜そのものが、いわゆる存亡の危機を迎えるんだということを言っておられました。我々竹原も同様でありまして、中四国と空港を結ぶ、そういう港湾である竹原港を持っている竹原市として、やはりこの存亡の危機にどういうふうに対処していくのか。そういう意味では、そうした国に対する働きかけのイニシアチブをこれからもとって、やっぱりこのままなるようになれでは済まないと思う。少なくとも国は、フェリーがそういう被害をこうむっていることに対する何らかの、もちろん補償や補てんも含めた政策、あるいは雇用対策はその最たるものであると思うんです。そういうことに対して、やっぱりしっかり要求をしていくことが必要なんではないか。ちょうど炭坑が壊滅するときに、炭坑の労働者の離職に関しては相当手厚い対策がこうむられたことは周知の事実であります。そういうことから考えれば、フェリーはみずからの努力不足によって壊滅しようとしてるんでは、やめようとしているわけじゃないわけです。数年前まではむしろ黒字を出して、いつもお話をしますけれども、それこそ1市2町に6億円ずつ基金を積み立てるだけのいわば貢献をしてきた。さらに、今でも実際には、この間も言いましたけれども、預金はちゃんとあると。ある意味では、倒産というふうな状況ではない。だけど、将来的な、今のような危機的な状況の中で継続をすれば、その基金が目減りをして最終的な処理が困難になるから、現時点で解散をして、今後の処理をするんだという話であります。そういう意味で、まず1点は、先ほどから言われてますように、やはり市長が先頭に立って、国や県に対してそうした海の航路といいますか、こういうもののあり方を、これは竹原市が検討して、困難ですけれども、国や県はそうした瀬戸内海の港運のあり方についてどうしてくれるんだと、橋をつくったら、それは要らんということでもいいのかということをやっぱりしっかり言っていかなければならないし、そういう意味で、全国市長会、あるいはさまざまな機関がもし必要であれば、そういう危機に直面してる港湾を持つてる市町の長が結束をして、そういう要望を国に上げていく、そしてそれを法的に実現する、あるいは政策的に実現するような取り組みが必要なんではない

いかと、そういう決意について1点お伺いをしておく。

2点目は、市長は、竹波航送船組合の管理者であるわけであります。この竹波航送船組合の管理者は、みずからのところで働く職員のいわゆる雇用に対して責任を持っているわけで、そういう意味では、この再就職に関しては、これはまず竹原市長としてではなく、竹波航送船の管理者として、最高責任を持っている。その際、やはり市長がお考えにならなくてはならないことは、すべての職員が安心して再雇用ができるような条件を整えらる。これは、竹波航送船組合の管理者としての、まず責務だと思うんです。そういう意味では、機関関係の方々が、例えば事務職に転換するのは非常に困難であろうと。したがって、その就職あっせんについては、幾らか進んでおるといってお話も聞きました。さらに、そういう船舶で何年も働いてきた方々を再雇用する際に、今の船舶のいろんな状況の中で、これも非常に困難があるけれども、まず再就職に関して最大限のあっせんをいたしますと。そういうことの中で、いわばそれぞれの自治体に就職を希望される方の受け皿をつくる必要があると私は思うんです。例えば、事務職の一般職の試験を通常行われているとおりにやって、そういう受け入れが可能かという問題が必ず出てくると思うんです。あるいは、年齢の問題もありますから、例えばあと3年の人が、例えば新たにパソコンを勉強して、事務職で入るっていうふうなことは事実上困難だとしたら、例えばそれに必要な受け皿というふうなものが自治体の側にも必要でしょう。そういうことをしっかり詰めていけば、私はそんなに、例えばこの17名なら17名が全員こっちに来たいというふうに言われるのではないと思う。だから、それから先の話は極めて具体的な話でありますけれども、1つは、そういう意味で、まず第1は、市長が管理者として、そして今治市長は副管理者として、現在の副管理者とともに、まずその立場からの職員の再就職のあっせんを最大限行おうと。それで、再就職が困難な方に関しては、それぞれの市がやはり受け入れるというふうないわば方向性を持たなくてはならない。今日、きょうのこの場での討論は、竹原市長としての立場でこの議会での答弁はあると思いますから、竹原市長の立場としては、そういう問題が発生したときに、竹原市としては最大限受け入れるような主体的な努力をなされるということのいわば姿勢が今問われているんじゃないか。

以上の2点について、市長の御姿勢をお伺いしておきたい。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 市長が先頭に立って、瀬戸内海の港運のあり方等について要望等

といった御質問かと思いますが、市長会等、機会をとらえて、要望してまいりたいというふうを考えております。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 職員の処遇に関しましては、先ほど来での答弁でもございまして、民間へ組合職員の皆さんの再就職に向けた取り組みが、組合及び竹原市、今治市で行われる中で、竹原市としては、再就職のいわゆる試験機会の設定というものをさせていただいたということでございます。もちろんこの内容につきましては、組合の職員団体との協議によりまして、具体的に詰めていくというふう考えているところでございます。

議長（小坂智徳君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 最初の分の答弁は、私はやっぱりまず広島県内でそういう航路を持っておられる市長さん方、ほとんどある。海に面している市は、多分ほとんどあると思うんです。これはやっぱり、フェリー航路なり、さまざまな航路が公的、民間も含めて、非常に危機的な状況にあるときに、市長として、先ほどから質問がされておりますように、港湾の果たす役割が非常に重要な瀬戸内海地域の市長としてのやはり要望というものがあると思うんです。そういうアイデンティティーというものを竹原市は持っているんだから、少なくともそういうアイデンティティーを持つ市長さんの結束でそうした要望活動を行うことを、そのリーダーシップをとっていただきたいということでもあります。

さっき言いましたように、今治市さんは、そういう意味では、例えば四国地方のそういう、さっき八幡浜の話をしましたけども、四国地方のそういう港湾を持っておられる市長さん方とのいわばリーダーシップを今治市にとっていただいて、そして竹原市と今治市が、そうしたこの地域のフェリーのあり方ということについての要望書を差し出すような取り組みが、今ある意味ではこの竹原波方フェリーを結果的には存続できないかもわからないけれども、竹波フェリーを今後どうしていくかということにやはりつながってくるのではないかと。そういうイニシアチブを竹原市長と今治市長がとられるようなお話を私はぜひやっていただきたい。それは、ただこの問題にとどまらない、これからのやはり竹原市が今治市とどのようなつながりを持つかということが、竹原市の将来にとって非常に大きな意味を持っている。とりわけ、中四国州というふうなことが言われる時代に、この瀬戸内ど真ん中を占めている私たちがどう考えるかで、そういう意味では、瀬戸内ど真ん中として中国・四国のイニシアチブをとるような責任が、竹原市長と今治市長にあるのではな

いか。そういう観点から、私は、竹原市長の積極的なイニシアチブと働きかけというものが重要なのではないかと、そこらあたりの決意をお願いしたいと思います。

2点目は、雇用の問題は、先ほど答弁がありました。細かいことを別に言っているわけではなくて、やはり市長がいわゆる直接離職をさせなければならない、そういう職員の、今で言えば管理者であり、その方たちのいわばセーフティーネットの役割を果たさなければならない受け入れ側のまた管理者であるという立場でありますから、その両方の立場の重みというものをしっかりと受けとめていただいて、ぜひそういう職員の方々が安心して働き続けられるような環境をつくっていただくようお願いしたい。その決意を、もう一度再度お伺いをします。

議長（小坂智徳君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 先ほどの議員の御質問でございますが、追加の景気対策によって高速道路料の値下げということで、フェリー業界は大変な壊滅な打撃を受けているわけでございます。この問題について、各自治体は深刻に受けとめておるわけでございます。また、我々がいろんな国土交通省へこの間伺った中では、いろんな要件を言っておられました。やはり単市、単町での対応ではなくて、協議会をつくりながら、県も含めて、いろんな施策をしていかなければ、国も支援しないよというふうな話もございましたので、離島航路につきましても、大崎上島町だけでなく、我々も一緒になって協議会をつくりながら、海路を守っていかなきゃいけないということでございます。

また、御提言いただいた今治、あるいは宇和島、そういったいろんな竹原市と類似する、海を生かすまちづくりにつきましては、今後とも連携を深めてまいりたいというふうに思います。

また、職員の処遇につきましては、基本的には先ほど申し上げられましたように、雇用関係を有する航送船組合が決定するべきであろうかと思います。今、その協議中ではございますけれども、可能な限り早期の労使の合意に向けて、構成市といたしましてもできることに意を尽くし、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） このたびの議案は、竹原波方面のフェリー事業を廃止すると、議

会に承認を求める議案となっております。私も、質問でも申し上げましたように、竹原市としてフェリーの管理者として、最大限存続のための努力をされてきたのかどうか、これに対しては私は大変疑問を持たざるを得ません。資料要求でも、全協のときにかかわって資料要求いたしましたのは、先ほど同僚議員からも言われましたように、今フェリー事業の経営悪化の最大の原因というのが、しまなみ海道であり、燃油高騰等、国の政策にかかわる原因が大きな比重を占めていると。だからこそ、国に対する財政支援、国や関係機関等に対する存続のための財政支援をするべきだと、その資料をきちっと議会に対して出して、説明責任を果たすべきだということも申し上げました。しかし、答弁では、市長なりフェリー組合の管理者としての公文書という形での正式の存続を求める財政支援等、あらゆる要請がされたのかどうかは、私はまじめに取り組まれたとは決して言えないというふうに判断せざるを得ません。

それともう一つは、まちづくりの観点で意見も出ましたが、私も今年の12月議会でのまちづくりにかかわることで意見を申し上げました。長年にわたって、この竹原市の海の玄関口としての役割、まちづくりで大きな役割を果たしてきた、このフェリー事業を閉ざすということは、物の流れや人の流れを閉ざして、竹原市の活性化に大きなマイナスの影響を与える、これだけははっきりしていると。ですから、存続のためのあらゆる努力を今すべきではないかということで、きょうは第三セクの問題とか、竹原市から税の支援、これは以前フェリー事業で利益を上げたときに、竹原市に還元されているわけだから、こういったときには、経営が厳しいときには、ずっとでなくてもいいかもしれない、景気の国の政策とのかかわりで、最低限1年、2年、そういった見通しの中で、竹原市の税を投入してでも財政支援をしてでも、存続のための努力を私はすべきじゃないか。このことが、私はやっぱり十分果たされていないと、十分検討されてきたとは決して言えないと言わざるを得ません。

そして最後に、廃止にかかわる雇用問題、今日大変厳しい状況にあることは、だれが見ても明らかだと思うんです。それで、先ほど言われましたように、意見があったように、市長として、管理者として、こういった提案する限りにあっては、最低限雇用、再就職、雇用問題の責任を果たす、そこの職員が生活不安を来さないような再就職をあっせんをきちっとすべきだと。とりわけ、市長の責任で果たす分では、試験の受験の機会という一定の答弁がありましたけれども、これが果たして最終的な責任まで雇用責任を果たすと、再就職の不安を与えない、そういった面で市長が竹原市としての雇用を守るという責任を果

たすと言えるのかという面では、大変私は疑問を持たざるを得ないという3つの意見をもって、当議案には反対をします。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） 私もいろいろ申し上げましたけれども、基本的にやはり中四国フェリーについては市場からの撤退を求められていると、こういうふうを考えざるを得ません。しかしながら、無条件に賛成するというわけにもいきませんから、あえて留保つき賛成ということで討論に参加させていただきたいと思います。

先般行われた組合との交渉、これを交渉というか、あるいは一方的な説明であったと、こういうふうに理解するか、それぞれの立場でとらまえ方は違うと思います。しかし、いずれにしても組合との交渉、これが泥沼化をしていくということになりますと、まだフェリー議会役割を終わったわけではありませんから、さまざまな混乱ということも予測されるところであります。そこで、竹原市長としても、同時にフェリーの管理者としての職責を十二分に果たすという意味においても、再度今治市長と、少なくともその再雇用について、竹原市側、あるいは今治市側、この取り扱いに差が出ることをないよう、市長の管理者としての御努力というものを要望させていただきまして、私は賛成の討論とさせていただきます。

議長（小坂智徳君） 15番。

15番（天内茂樹君） 私も、非常に先ほど来いろいろこの方法についての議論がされております。まことにうなずける点が多々あるわけでございます。確かに、この竹原市から四国を結ぶ航路が、これが消えるということは、これは竹原市にとって本当に寂しいというものを超えるわけでございます。しかしながら、もろもろの条件等々で、今日に至るということを市長も提案の中で申されました。

平成11年の確かにしまなみ海道の開通ということは、非常に大きな打撃を受けたわけでございます。加えて、現在の景気の不況ということが、今特に大きく響いておると。特に、四国側の今までの実績を見ますと、四国から本土に渡るフェリー量というのは、非常にトラックを中心として多かったわけですが、現在では半分以下に落ちたという条件も加わったというふうに思います。そういった意味で、確かに経営努力の不足で、これが廃止に来るなら、これはやむを得んけれども、それはむしろしまなみ海道といい、不況といい、国に大きな責任があるということで、私も先ほど来あるように、港湾を持つとる関係市町等々がスクラムを組んで、やっぱり国にこれらを救済というふうなのは当然あつてし

かるべきだったと。今も、地方から、例えば今の大阪府知事でも、国の直轄事業は地元は負担せんぞと、こういうふうなことまで声を張り上げとる。これこそ地方が大きく声を張り上げて、国へ言うべく言っているわけですから、こういったことも含めて、その精神は、やはり市長にこれを持っていただきたいというふうに思うわけでございます。しかし、それはひとつぜひともよろしく願いをいたしまして、これをこのまま持続するということは、先ほどの反対討論の中に市の繰入金をもってしてでもということがありますけれども、しかし現実問題、そのことはまた大きく批判を受けることになるんじゃないかというふうに思います。したがって、一番大きな問題は、フェリー議会の特別委員会の委員長報告にありましたように、ここに至るのはやむを得ん、しかし職員に対しての最大の努力をすることということを条件に委員長報告がなされております。ということは、お聞きいたしますと、四国今治市では全員を1年間の臨時雇用というふうなこともあるやに聞いておりますけれども、また一面では、退職金規程において今の規程では問題といたしますか、十分におこたえすることができないと。その規程までを何とか改正を条例して、組合の規程を改正してでも、そういう優遇措置を考えたいというふうなこともあるやに聞いております。実質的に、1年間の臨時雇用する、あるいは退職金規程をもって、それに相当か、それに近い状態で再就職をその間に探していただく、あるいは航送船組合としても努力するというのもあろうかと思っておりますので、ひとつ航送船組合の管理者として、市長の今からの取り計らいに期待をいたしまして、本案に賛成するものであります。

以上です。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時00分 再開

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

## 日程第7

議長（小坂智徳君） 日程第7、議案第9号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第9号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、関係地方公共団体と協議の上、広島県市町総合事務組合から山県郡町村税等滞納整理組合及び広島中央広域行政組合が脱退すること並びに広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の内容につきましては、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、山県郡町村税等滞納整理組合及び広島中央広域行政組合を削るものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8

議長（小坂智徳君） 日程第8、議案第10号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。



事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第10号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市コミュニティ集会所の指定管理者を指定するものであります。

竹原市コミュニティ集会所につきましては、その設置目的、利用状況等をかんがみ、地域に密着した管理運営による地域の活性化などの効果を含め総合的に検討した結果、非公募として集会所を設置している地域の自治会を指定管理者に指定することとし、これらの団体と協議を行ったところ、指定管理者の指定の申請があったので、20件の竹原市コミュニティ集会所について、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9

議長（小坂智徳君） 日程第9、議案第11号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第11号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市黒滝ホームの指定管理者を指定するものであります。

竹原市黒滝ホームにつきましては、その設置目的、利用状況等をかんがみ、利用者の福祉の維持等を含め総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者である社会福祉法人中国新聞社会事業団を指定管理者に指定することとし、同法人と協議を行ったところ、指定管理者の指定の申請があったので、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10

議長（小坂智徳君） 日程第10、議案第12号老人集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第12号老人集会所の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、老人集会所の指定管理者を指定するものであります。

老人集会所につきましては、その設置目的、利用状況等をかんがみ、地域に密着した管理運営による地域の活性化などの効果を含め総合的に検討した結果、非公募として老人クラブ連合会等を指定管理者に指定することとし、これらの団体と協議を行ったところ、指定管理者の指定の申請があったので、20件の老人集会所について、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11

議長（小坂智徳君） 日程第11、議案第13号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第13号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者を指定するものであります。

竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターにつきましては、その設置目的、利用状況等をかんがみ、利用者の福祉の維持等を含め総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者である社会福祉法人竹原市社会福祉協議会を指定管理者に指定することとし、同法人と協議を行ったところ、指定管理者の指定の申請があったので、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12

議長（小坂智徳君） 日程第12、議案第14号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第14号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、大久野島毒ガス資料館の指定管理者を指定するものであります。

大久野島毒ガス資料館につきましては、その設置目的、利用状況等をかんがみ、立地条件や管理上の利便性などを含め総合的に検討した結果、非公募として休暇村大久野島を指定管理者に指定することとし、同団体と協議を行ったところ、指定管理者の指定の申請があったので、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（脇本茂紀君） 大久野島毒ガス資料館につきましては、毒ガス障害者対策協議会がもともと管理に当たっていたと思います。したがって、予算も竹原市の予算に組まれて執行をされていたという経過がございます。そういう中で、そういう障害者団体、あるいはこの毒ガス資料館を活用されておられる諸団体、そういう方々との協議はどのようになっておるのか、その点をまずお伺いをしたい。

それから、これはもともと資料館でありますから、本来はミュージアムといいますか、博物館的な機能を有するものであります。したがって、この充実のためには、いわゆる毒ガス資料館にふさわしい学識と経験を有する学芸員というふうな人を必要とする施設であります。残念ながら、ここ数年間は、ある意味で資料館の管理のみが行われて、そういう学術研究的な作業というものがなされていないような気がいたすわけでございます。かつて村上初一さんが館長のころは、そうした大久野島毒ガス資料館を発信基地として全国の、ある意味では全世界のそういう毒ガスに関心を持つ関係者の、ある意味で情報拠点としての役割を果たしてきたというふうな経過からいたしますと、これが大久野島国民休暇村に指定管理することで果たしているのかという気がいたすわけでありまして、そういう竹原市の重要な、いわば学術的な拠点でもあり、平和の発信基地でもある大久野島毒ガス資料館の位置づけというものをやはり明確にした上で、この指定管理をするべきではないか。そこらあたりが、理事者側においてどのような協議がなされて、この指定管理が決まったのか、そのあたりについてお伺いをいたします。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 今回の指定管理者の指定につきましては、前回まで指定管理していただいております大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会のほうと協議をさせていただきまして、次回から休暇村大久野島の指定管理者についての承諾をいただきまして、今回こういうふうにご提案させていただいたものでございます。

それと、資料館の学術といった情報拠点とした問題ですが、休暇村大久野島のほうといたしましても、資料館についての説明をできる人を今後管理者として採用していただくというふうなお話を聞いております。そういった中で、今後そういった情報発信をしていこうというふうにご考えておりますので、よろしくご願いたします。

（13番脇本茂紀君「指定管理者にする財源はどうやって、どういうふうな仕組みですか」と呼ぶ）

委託料として支払っていきます。

議長（小坂智徳君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 委託料を、例えば大久野島国民休暇村のほうに委託料として支払って、あとの管理はお任せしますというふうな施設では私はないと思うんです。というのは、もともとこの大久野島毒ガス資料館の管理運営に関して、確かに大久野島毒ガス障害者対策協議会が今まで管理をしているという経過もあって、やはりそれはある意味で毒ガス障害者の運動拠点的な役割も果たしているんだから、そこで管理していただくということになってたって、市の担当も福祉保健課が担当するということになっておりました。しかし、この間の協議の中では、やはり資料館であるんだから、本来なら教育委員会、あるいは今どこになるのかな、文化課になるのか、そういう所管というものをやっぱり明確にして、そして資料館としての位置づけというものをしっかりして対応していかなきゃならんんじゃないかということをご今までも申し上げてまいりました。しかし、少なくとも大久野島毒ガス障害者対策協議会が管理している以上は、それに余り深く介入するような性質のものでもありませんので、そのまま福祉保健課の所管になってきておりました。

しかし、私は、そういう意味では、この間ずっと議会の場で、竹原市内のあらゆるミュージアムといいますか、そういう文化施設あるいは資料館的な施設、そういうもののネットワークというものをしっかりして、ある意味では竹原市の学芸員がそれらを総合的に管理できるような実力といいますか、そういうものを育てていかなければ、結局は人材がい

ないまま、説明も余りされないまま、要するに入館料をいただくだけの施設になってしま  
うのではないか。とりわけ、大久野島毒ガスに関する資料というものが、村上さんがおら  
れるころには、まさにこの資料館に集中的に集まっておりまして、特に中国大陸で使った  
さまざまな問題に関しては、栗屋憲太郎先生とか、さまざまな先生がこちらにそういう資  
料を送っていただくというふうな、まさにそういう情報拠点としての役割を資料館自体が  
果たしております。現に、今ある資料にも、そういうものがたくさんあるわけございま  
して、一応そういう資料の目録のようなものが、この間の予算でつくられたわけですけれ  
ども、いずれにしても、資料館というふうなもの、これ今回大久野島毒ガス資料館ですけ  
れども、そういうものをやはり竹原市としてどのように位置づけ、どのように管理するの  
かという議論がしっかりされた上で指定管理者を指定しないと、大久野島にたまたまある  
から、またビジターセンターも国民休暇村が管理しておるから、したがって一緒にやっ  
てもらやあ都合がええのうというふうな話ではないと思うんです。これは、やっぱり竹原市  
の施策上も、毒ガス対策協議会の会長は市長でありますから、ましてやこの加入団体は、  
竹原市を初めとする市町、毒ガス障害者が存在する市町がこの協議会を設立しているわけ  
で、そういう意味では非常にオフィシャルな、公的な施設としてもあるわけであります。  
そういう意味で、ある意味で管理を任せればいいという発想ではなくて、本当に資料館と  
して充実するためにはどのようなシステムがいいかということをしっかり協議した上での  
管理委託がなされるべきだというふうに私は思うわけであります。

しかし、現時点で、じゃあそれがすぐ委託を受けられる団体がほかにあるかという  
と、確かに難しい面があるかもわからないけれども、そこらのことも含めて、例えばそう  
いう方々を育成する、特に大久野島で語り部をやっていただく方々を育成する。これは、  
修学旅行の誘致とか、そういうこととも不可分に結びついているわけで、そういうふう  
な意味では、確かに国民休暇村がそういうことにかかわることは、ある意味でレパー  
トリーを広げて、そういう集客力を獲得することにもなるかもわかりません。だから、  
そういうふうなことの位置づけをいずれにしてもきちんとしてやっていただかないと  
困るということが1点と、もう一つは今答弁がありました委託料の内容は、じゃあ市が予  
算に組んでたときに上乗せして委託料を出しているのか、今までと同じような職員  
配置でいいよと思って委託料を出しているのか、その点について、その2点につ  
いてお伺いいたします。

議長（小坂智徳君） 民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 議員御指摘のように、毒ガス資料館というものにつ  
きまして

は、竹原市としても大変重要な施設でありまして、全世界にもないというふうな、竹原市の誇るべき資料館ということで考えてはおります。

今回の委託に至りました経緯につきましては、先ほど福祉保健課長が申しましたように、毒ガス対策協議会、構成団体、障害者団体でございますが、いずれも毒ガスの障害を受けた方ということでございますので、現在高齢化が進んでおりまして、その管理運営ということにつきましてもなかなか難しいものがあると。現実的には、資料館の利用者というのは、休暇村の利用者とかぶってくる場所が多ございますし、隣にビジターセンターという環境省の施設もございまして、それと同じように利用をしていただくことによって、有意義な活用を図っていききたいということが主眼としたところでございます。

また、委託料の件につきましては、毒ガス障害者団体に委託したときとほぼ同額を考えております。これの活用方法につきましては、部内におきましても、文化財ということでございますので、美術館のほうの学芸員さんの指導を仰いだらどうかとか、いろいろ協議は進めておりますが、議員御指摘のように、なかなか進んでないということでございまして、今後それらの点につきましては整理をして、竹原市の資料館として十分活用できるようにしてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 確かに、毒ガス障害者が高齢化をいたしてございまして、例えば説明に来てくれと言っても、なかなか難しいというような点はあるかもわかりません。しかし、そういう毒ガス障害者からさまざまな聞き取りを行ったり、あるいはそれを伝承するような活動は、民間団体の中でもさまざまに行われております。それらの方々が実際に資料館を活用されてもおられます。そういう大久野島を後世に伝えるという非常に歴史的な役割を持つて資料館の位置づけというものが、単に大久野島のためだけの問題ではない。もっと言えば、竹原市のやはり施策の問題であり、あるいは文化の問題であり、観光の問題でもあるわけでありまして、そういう意味では、実に安易な指定管理者の指定だと思っております。というのは、今まで予算がそれだけ組んであるから、その範囲内と。その範囲内でやっけることは、結局その範囲内ということになりますから、例えばこれから資料の充実を図りましょうとか、あるいは学芸員を配置しましょうとか、あるいは展示の内容も変えましょうとかというふうな前向きな方向というのが出るすべもないことになってくると思っております。そういう専門化も今のところ配置されていない。こうなると、やっぱり縮小再生産になっていかざるを得ない。これを縮小再生産にしないためには、やはり竹原市



の総合的な、前々から言っていますような、例えば資料館のネットワーク、そういう学芸員のネットワーク、博物館のネットワークというふうなものと連動させてこの活用方というのを考えていかないと、毒ガス資料館のみが孤立するということになるのではないかと。そういう意味で、もともと実際どこの課が何のためにこの管理運営に当たるかっていうことが非常に不明確なまま今日まで至っております、かつてから教育委員会か福祉保健課かっていうふうな議論がさまざまにされてまいりました。とりわけ、今は観光文化室というものができまして、文化も観光も一体になった所管ができた。そこは、何の話も多分されてないから、こういうことになるんだろうと思いますけれども、庁内のそういう連携といいますか、そういうことをしっかりして、例えばこの指定管理者の問題に対処していただかないと困るなということをも痛切に思うわけでございます。

最近、また大久野島への修学旅行生がふえ始めているということも聞いております。それは、最近のやっぱり新たな流れとしてあるということでもありますし、広島、大久野島というものをつなげて修学旅行に行こうという方々が再びふえ始めているということは、我々にとって大変な朗報でもあるわけで、それで行ってしっかり説明をし、そういう来ていただいた方々が深く学習をして帰るということは大変重要なことでもありますから、ぜひそういう視点というものを持って、今後の対応に当たってほしい。とりわけ、休暇村が所管することになっても、ぜひそこらの連携をしっかり図って、やっていただきたい。そういう意味で、逆に市側のそういう相談には、ここの課がいつも乗りますよとか、そういう仕組みをつくらなきゃならないと思うんですけれども、そこらあたり観光文化室と福祉保健課のほうから最後に答弁を一言いただいております。

議長（小坂智徳君） 観光文化室長、答弁。

観光文化室長（中川隆二君） それでは、失礼します。

今、いろいろ学芸的に調査をしたらどうかというような御質問がございました。

議員御存じのとおり、我々のほうでは、大久野島活性化協議会っていうのを所管しております。もともと、この協議会そのものが、ビジターセンターを設置する際の大久野島、環境省、国と休暇村のそれぞれの思いの中で、環境情報の発信基地にしたいというようなことで、この協議会も立ち上げております。市側のいろいろ組織の改正等もございまして、今現在観光所管する観光文化室がこの協議会の事務局を持っておりますけれども、こういうもともとの協議会の設置の趣旨を踏まえまして、今現在協議会のメンバーの見直しも含めて検討をしております。一応は、そこの中で、先ほど民生部長が答弁しましたよう

に、美術学芸員の活用と、むしろ歴史学芸員のほうが適切なんではないかと思うんですけども、そういう学芸員の活躍の場も踏まえまして、観光文化室としましては、この大久野島活性化協議会、この中で一定に組織的課題を整理していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 今後、庁内のほうで連携をとりながら、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13

議長（小坂智徳君） 日程第13、議案第15号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第15号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市ふくしの駅の指定管理者を指定するものであります。

竹原市ふくしの駅につきましては、その設置目的、利用状況等をかんがみ、事業効果等

を含め総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者である社会福祉法人竹原市社会福祉協議会を指定管理者に指定することとし、同法人と協議を行ったところ、指定管理者の指定の申請があったので、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（脇本茂紀君） 今気がついたんですけども、議案のほうは地方自治法第244条の2第6項になって、市長の説明のほうは244条の2第3項になってるんです。このわけをお知らせ願いたいと思います。

議長（小坂智徳君） 暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時43分 再開

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 説明ができなくて申しわけございませんでした。

ただいまの脇本議員さんの御指摘でございますが、議案参考資料でございますとおり、指定管理者の指定につきましては、地方自治法の第244条の2第3項により行い、議会の議決を同条第6項により行うということでございまして、議案のほうには、議決を求めることについての根拠としての第6項、市長が朗読いたしました第3項については、指定管理をするところについての第3項ということで分けさせていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14

議長（小坂智徳君） 日程第14、議案第16号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの多目的グラウンド、テニスコート及び体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第16号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの多目的グラウンド、テニスコート及び体育館の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を指定するものであります。

これらの施設につきましては、平成21年1月5日から同年2月4日までの期間で指定管理者の公募を行ったところ、特定非営利活動法人バンブースポーツクラブから申請がありましたので、バンブー体育館施設指定管理者選定委員会において申請書類の審査及びヒアリングを行った結果、適当と認め、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

15番。

15番（天内茂樹君） ちょっと単純な質問かと思うんですが、今までの非公募であって、これは公募したということですが、応募がほかにあったかどうかということと、それとほかのは5年間の21年から26年3月31日までになつとんですが、これだけは24年3月31日までです。期間が短いということですが、これについてお答え願いたいと思います。

議長（小坂智徳君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） では、失礼いたします。

まず、導入の経緯をちょっと説明をさせていただきます。

指定管理者制度は、平成15年に地方自治法の一部改正により導入された制度であり、公の設置目的を損なうことなく適切な管理のもとで民間事業者等に施設の使用許可権限を与えることにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応することであり、スポーツ関連施設についても、高齢化社会における健康保持のため、運動の習慣化や市民のスポーツへの参加促進、また経費の削減を図るため、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド内の体育施設について、平成18年10月より指定管理者制度を導入いたしました。それで、第1期は、平成18年から平成20年まで、バンブースポーツクラブにおいて非公募で指定をさせていただきました。指定させていただいたのは、平成12年に文部省がスポーツ振興基本計画というもので、平成22年度までに全国の市町に少なくとも1つの総合スポーツクラブを育成することを目標にしております、教育委員会としても、そういうクラブの育成に図っておりました。そういうことで、バンブースポーツクラブが、平成16年に民間主導により立ち上げになりまして、平成17年にNPO法人化いたしました、18年に指定管理を非公募でさせていただきました。

そして、今回公募をさせていただいた理由といたしましては、前回非公募をさせていただいたときに、次回からは公募をさせていただくという条件のもとで議決をいただきましたので、公募をさせていただきました。それで、実際に応募がありましたのは、バンブースポーツクラブ1団体でございます。それまでに、応募の説明会には、バンブースポーツクラブを入れて5団体ありました。その中で説明会をさせていただく中で、バンブースポーツクラブだけが応募をしていただいたという状況でございます。

そして、今の指定管理の期間でございますけど、3年間しとります。これは、体育施設は、バンブースポーツ公園の、その中の一部の体育館の施設でありまして、公園全体を含めての指定管理をしていきたいという思いがありまして、5年間やりますとちょっと長いもので、3年間で指定管理の期間をさせていただいて、その間関係課と協議をして、公園全体の指定管理及び利用料金制も研究協議をしていかさせていただきたいということで、期間は3年間にさせていただいた状況でございます。

以上です。

議長（小坂智徳君） 15番。

15番（天内茂樹君） よくわかりました。5団体の説明会に来られたということも、い

いことだというふうに思います。

さてそれで、今の全体を指定管理者に持っていきたいということであるので、この3年間のうちで、それらの条件整備を整えたいと。その後、やはり5年間ぐらいは持っていきたいという考えがあると、こういうことでございましょうか。

議長（小坂智徳君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） ちょっと説明が大変まずくて申しわけありません。

今議員さん言われたとおり、公園全体と指定管理、利用料金制を含めて、やっていきたいということで、関係課と協議をするということでの3年間でございます。

以上です。

議長（小坂智徳君） いいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15

議長（小坂智徳君） 日程第15、議案第17号竹原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第17号竹原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、条例等に基づく申請、届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするものであります。

行政手続のオンライン化につきましては、国において「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が平成15年に施行され、自宅または会社にいながら、インターネットを通じて申請や届け出等の手続が可能となるよう、法整備がされたところであります。

このたび、市の条例等に基づく事務についても、国と同様の措置をとることにより、オンラインによる申請や届け出等を行うことができるよう、条例の規定を整備するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） ただいまの提案を受けて、幾つか質問してみたいと思います。

インターネット等情報の進歩によって、便利になる反面、いろいろ個人の情報が外部に漏れるというふうないろいろ危惧がされております。それで、この第17号議案にかかわって、初歩的なことなんです、これまでの住民票や印鑑証明の手続とか、お金の支払いとか、こういった議案第17号にあるようなパソコン等、インターネット等のこういった事務手続がどう変わって、お金の支払いですよ、そういった手数料のお支払いなどはどうなるのかなというんが、ちょっと確認しておきたいなというのが1つです。

それともう一つは、総務文教委員会でも傍聴しておりまして気になったのは、縦覧の対象について、選挙人名簿が具体的にどうするのかということが議論されておりましたけれども、そういった縦覧対象になっている情報が、こういった電子情報でだれがどこからでも見れるということになると、いろいろプライバシーの情報、どこまでがプライバシーの情報になるのかということにかかわるんでしょうけども、そういった家族の住所、生年月日、名前とか、そういったプライバシーにかかわる規制とございますか、そこらがちょっと心配なところもあるものですから、総務文教委員会では選挙人名簿の縦覧ということがどうなるのかなという危惧がありましたけれども、そういった個人情報にかかわって、それ以外にどういった個人情報にかかわる縦覧の対象というんがどういうことが考えられるのかなということが1つと、それにかかわって保護です。保護なんかは、どういうふうにすれば、外部への流出を避けることができるのかなというふうになりましたので、ちょっ

と初歩的な質問かも知れませんが、お尋ねしておきたいと。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） このたびのいわゆるオンライン化条例の制定の背景につきまして少し御説明申し上げますと、国においては、いわゆるオンライン化法が、先ほどの市長の説明にもありましたとおり、平成15年に制定をされた。広島県においては、平成16年に同様のオンライン化条例が制定されたところです。これは、いわゆる電子申請ないし、大きな情報化、行政手続の情報化に関する取り組みの中で進められた法整備でございます。電子申請システムの振興に伴いまして、全国的にも各地方公共団体において、こういう規定が整備をされている状況でございます。

竹原市においては、本年4月1日から電子申請が開始されます。対象事務というものは、当面まだごく少ない12手続でございますが、この条例の規定整備によりまして、現在通常行われておる書類でのやりとりというものが、インターネット上の電子的手続により可能となるというふうな根拠となる規定を今回条例で整備をさせていただくということでございます。

議員御指摘のございました、いわゆるキャッシュ決裁でありますとか、縦覧の問題につきましては、現在まだ多くの自治体でこの手続について十分な進展がないのが実情でございます。先ほど、御心配をされておられました選挙人名簿等につきましても、公職選挙法のもとでこれは当然行われる手続になるわけでございますが、いまだ法律に基づいて公職選挙法の名簿の縦覧をオンライン上で進めるというふうな動きには、残念ながらなっておりません。議員御心配のようなプライバシーないしその他の規制の考え方についての整理がまだ進められていないという状況の中で、現在はその縦覧手続については、ほとんどの自治体において進んでない状況でございます。

この条例ないし、国におけるオンライン化法の全体手続というものは、将来的に電子申請の手続が進むことを想定した中での根拠規定となる法、条例の整備ということでございますので、議員御心配のいわゆるお金の支払いにかかわる問題、またはプライバシー保護、またはそれにかかわる規制にかかわりましては、電子申請の事務の進展に伴い、法律に基づく手続による明確な取り扱いに準じた地方公共団体においての取り扱いも進められるという認識をしております。

先ほども御説明申し上げましたとおり、本市が4月から行う12の手続については、基本的には市民の皆様が書面により行うことができていた事務をオンライン上で行うことが



できることとするが、しかし残念ながら竹原市のほうが、その処分を行う決定、許可等を行う手続については今のところはまだ書面等で行うよう考えておまして、全市的にその処分を行う方法についても、今後検討を進めるということでございますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） もう一つちょっとわかりにくいんですが、こういった今の事務手続の電子化ということで条例をつくって、私もつくった後具体的にどうなるのかなということをお尋ねしたんですが、その具体的な、例えば選挙人名簿は、今までは手続でここに来て見れるよという縦覧の対象です。そういったもんが、ある程度準備されて、こういった条例でそういう電子化で市民が利用することになるのかなという思いがあったわけですが、具体的な縦覧の対象を含めて、これから検討するというようなことですから、今の答弁では、ちょっと心配なのが、こういった条例が通った後、具体的にこちらが例えば選挙人名簿なんか総務文教委員会でありましたけども、対象にしていいのかわかっていうんが意見があると思います。そこらが、一たんこれをつくれば、そういった議論をしないまま、だんだんだんだん縦覧の対象になって、いつでもパソコンからアクセスできるというような状況になった場合に、そこで反対、おかしいよと言っても、これはきょうのこの議決でつくったよということになればどうなるのかなというちょっと心配があるものですから、私は、こういった手続の事務を議案として出す限りは、こういった縦覧の対象になるもんはこうですよとか、ぴしっとやっぱり整理して出されるのかなということで、議論もそれはいけないよとか、賛成反対いろいろ議論を尽くして、縦覧の対象にするデータをぴしっと答弁してもらえるのかなという思いがあったものから、ちょっとそこらあたり反対という意味じゃないんですが、便利さの面と、一方ではそういう情報のさまざまな外部へ漏れる、また縦覧の対象にするということでちょっと疑問が残るなということの私の質問に対して、こういった点でなり手順があるから、一定のそこらの規制とか歯どめがかかりますよというんが、説明があれば、ちょっとしておいてください。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今柴敏彦君） 議員さんが例示をされました事務、いわゆる選挙人名簿等につきましては、公職選挙法にかかわる事務手続、処分ということになります。先ほど来申し上げましたとおり、法律に基づく処分においては、国のオンライン化法に基づいて手続が

進められると。もちろん法律に基づいて各市町村で行う事務については、国において処分方法等が決定されたものが市町村において運用されるという理解でお願いしたいと思います。

竹原市においては、竹原市の条例及び規則、要綱等において定められている手続について、今回提案をさせていただいております条例に基づいて今後運用をさせていただきたいということで、本市の条例等に基づく縦覧等の手続に関して、当面縦覧をこのオンラインで予定するものは当然ございませんし、仮にオンライン化により縦覧を開始するとした場合には、その検討段階において国において行われる縦覧等の手続に準じて、基本的にはプライバシー保護に遺漏のないような手段をとりながら進めていくという考えになると思いますので、その点御理解をいただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 最後になりますけれども、簡潔に聞くと、この条例をつくって、4月1日から実施できるといいますか、それが例えばちょっと私の勘違いであれば訂正してもらいたいんですが、申請手続で住民票とか、そういったいろんな印鑑証明の手続、これが普通じゃったら窓口に来てやる。しかし、それがパソコンを通じてできるよという一つの便利さと、あとはその決裁、使用料の分はこれから先だというのは、ちょっと思いがあったもんですから、どこまでができるのかなというんが、ちょっと。4月1日から具体的に、市民から見て一步前進とかという便利さの分がちょっと具体的に印鑑証明とか、そういった分でこうなりますというのをちょっと最後説明してください。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） この4月1日から対象となる手続につきましては、税務課の関係でありますと納税証明の交付申請、市税証明の交付申請、それから市税送付先の変更届、それから市民生活課のかかわりでありますと、浄化槽の設置整備事業補助金の変更等の承認申請、それから浄化槽の使用・廃止届け、段ボール収集シールの申し込み、それから犬の死亡届、それから下水道課におきましては下水道使用開始届、それから総務企画部門におきますと、職員の採用試験の申し込み、それから出前講座の申し込み、それから広報たけはらの市民の広場への申し込み、それから一般に行われます市への後援名義使用の申請というようなものが対象となるわけでございます。

今、議員のほうからお話のありました、通常今市民生活課ないし1階の民生部あたりで市民の皆様が申請を行っております手続に関しましては、本人確認とか、そのようなもの

が必要となる事務については、まだ国の事務または県の事務による手続の関係で適用となっていないものもたくさんございますので、その辺については、この電子申請の事務手続、その法律ないし条例の運用の進展が図られる中で、基本的にはオンラインによる申請をすることができる事務手続がふえてくるという御理解をしていただいたらよろしいかというふうに思っております。

現段階では、議員御指摘のとおり、基本的にはプライバシーのほうの観点、また本人確認の観点、それからお金の支払い等の問題があります。それらをクリアすることによって、その利便性を高く、オンラインによって申請ができるような環境整備を整えていくというのが今後の取り組みということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

20分間休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時39分 再開

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

## 日程第16

議長（小坂智徳君） 日程第16、議案第18号竹原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第18号竹原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険の保険料率の急激な上昇を抑制することを目的として、国からの臨時特例交付金を原資とする基金を設置するものであります。

国において、介護従事者の処遇の向上を図るため、介護報酬を増額する改定が行われることに伴い、平成21年度以後の介護保険料率の急激な上昇が見込まれることから、介護保険料率の上昇を抑制するため、平成20年度において国から臨時特例交付金の交付が予定されているところであります。

この交付金について、平成21年度から平成23年度までの介護保険料率の上昇分に充てるなど、適正な管理運営に資するため、基金を設置するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

3番。

3番（宮原忠行君） ちょっと素朴な質問で申しわけないんですけど、あらかた目鼻がついとるんじゃないかと思えますんで、臨時特例交付金の額がおおよそのことがわかればお教え願いたいことと、それと第5条の第2項です。前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課または徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用、その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合と、こうなるとるわけですけれども、いわゆる前回の介護保険の報酬改定等に伴って介護従事者が介護の現場から逃避していくという深刻な事態を受けて、国においてこの措置をとられたわけですから、せめてその急激な負担に備えるための全額充てるという意味において、この2号に係る負担をどの程度かわかりませんが、そんなに大きな額とは思えないわけで、この分を竹原市の負担として全額を負担率の上昇抑制に回すというようなことが可能かどうか、その2点についてお伺いをさせていただきます。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） まず1点目ですが、今回の積み立て予定金額であります。2,210万円を積み立てる予定にしております。それによりまして、この2,210万円を平成21年度から23年度末までの3年間にそれぞれ均等に振り分けまして、介

護保険料の軽減を図っております。

(3番宮原忠行君「それで、2番目。大した額じゃあないけん、すぐに負担抑制に回しゃええじゃろう」と呼ぶ)

今後、保険料の軽減に係る啓発広報に、事務費としてこの中に入っておりますので、それを使いまして、軽減に係る広報活動を行っていきたく思っております。よろしく願います。

議長(小坂智徳君) 3番。

3番(宮原忠行君) ですから、国においてこれだけの措置をされたわけですから、昨年の分娩にかかわっていろいろ議論があったけれども、妊婦健診とかいろいろ先取りをして、竹原市のほうで独自の財源を充てて政策転換したわけでしょう。であるならば、やはり今日段階、介護保険とか後期高齢者医療費の問題等、さまざまな問題が複雑に絡みあつとるわけですから、事務費が幾らになるのかわかりませんが、せめてそのぐらいは竹原市において負担をして、ある意味社会的弱者のところの生活支援をしていくということであれば、今の例えば定額給付金についても、弱者に対する生活支援という意味があるわけですから、むしろ政策的な一環がしてくるわけじゃないですか。例えば、もう一遍お尋ねしますが、事務費が幾らで、それでそれを竹原市の現下の財政事情において負担することが不可能なのかどうか。もし課長で無理であれば、部長でもいいし、副市長、あるいは総務部長のほうで、財政の担当のほうも含めて、御答弁願いたいと思いますよ。よろしく願います。

議長(小坂智徳君) 民生部長、答弁。

民生部長(中沖 明君) 議員御質問の趣旨については、そういうふうなことで考えておりますけれども、国から来る臨時特例交付金というものの算定の仕方というのが、料金を抑制するための金額というのも一定のルールに従って計算をされますし、事務費部分について、それを回せるものかどうかという部分については、それを使わなかった場合は国のほうへ最後にお返しをするというふうなルールになっておりますので、それができるかどうかということがございますので、そこら辺のところは御指摘のことを十分踏まえて対処していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(3番宮原忠行君「いいです」と呼ぶ)

議長(小坂智徳君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 17

議長（小坂智徳君） 日程第 17、議案第 19 号竹原市老人医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 19 号竹原市老人医療費助成条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

市が行う老人医療費の助成制度につきましては、70 歳から 74 歳までの被保険者等に係る給付に準じた助成を行っているところでありますが、国において、70 歳から 74 歳までの被保険者等に係る一部負担金の軽減特例措置を平成 21 年度も引き続き行うこととされたことに伴い、同様の給付を行うため、助成額を加算する特例措置の期限を平成 21 年 9 月 30 日まで延長するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 18

議長（小坂智徳君） 日程第 18、議案第 20 号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 20 号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、乳幼児等の医療に要する費用の支給について、支給の対象となる医療の範囲を拡大するものであります。

現行の制度において、小学校の児童に係る医療費の支給につきましては、入院等に係る医療についてのみ支給の対象としておりましたが、支給の範囲を拡大し、第 3 学年修了前の児童について、通院等に係る医療についても支給の対象とするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 19

議長（小坂智徳君） 日程第 19、議案第 21 号竹原市交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 21 号竹原市交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原広域行政組合において共同処理している消防事務が廃止され、東広島市消防局に委託されることに伴い、委員の委嘱について必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、竹原市交通安全対策会議における交通安全計画作成に係る事務のうち、救助・救急体制の整備について現状や問題点、それらに対する対策等の意見をいただく必要があるため、竹原市交通安全対策会議の委員として竹原広域行政組合消防本部の消防長を委嘱しているところでありますが、竹原広域行政組合において共同処理している消防事務が廃止され、東広島市消防局にその事務が委託されることに伴い、委員を委嘱する者について、東広島市消防局の職員のうちから市長が委嘱する者に改めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11 番。

11 番（松本 進君） この議案は、先ほど市長が提案説明でありましたように、現在の消防事務を廃止して東広島市消防局に委託すると、これに関連する議案でありますので、



反対をいたします。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 20

議長（小坂智徳君） 日程第 20、議案第 22 号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 22 号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、国と市で整備を進めている道の駅について、国における駐車場整備事業の実施に伴い、その整備用地として、町並み観光駐車場の用に供している民有地が本年 3 月末をもって国へ譲渡されるため、町並み観光駐車場としての継続利用が不可能となることから、現在 2カ所ある竹原市駐車場のうち、町並み観光駐車場を廃止するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 1

議長（小坂智徳君） 日程第 2 1、議案第 2 3 号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 2 3 号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、介護保険事業計画に基づき、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの第 1 号被保険者の保険料額を算定するとともに、介護保険法施行令の一部が改正されることなどに伴う保険料率の特例を定めるものであります。

介護保険事業につきましては、法令の定めに従い、市町村の基本指針に即して 3 年ごとに当該事業の健全かつ円滑な運営を行うための事業計画を定め、当該事業に係る保険料について、年間の保険料を所得の状況によって 6 段階別に定め、第 4 段階の額を基準額として、条例に定める保険料率により算定された額を課することとされております。

改正の内容につきましては、このたび年齢 6 5 歳以上の第 1 号被保険者に係る保険料の額について、計画に基づき高齢者数、要介護認定者数の推計、保険給付に要する費用の見込み額等を根拠に算定した結果、年額 5 万 5, 6 2 0 円を基準額とする現行の保険料率に据え置くものであります。

また、介護保険法施行令の一部が改正され、保険料所得段階が第 4 段階の者のうち、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が 8 0 万円以下の者について、特例標準割合を定めることができることとされたことに伴い、特例標準割合を 9 5 % と定め、保険料率の特例措置を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

1 1 番。

11番（松本 進君） ただいまの議案の参考資料の説明が、41ページですか、これにあります。ここの資料を見ますと、第4段階のところで第5段階の保険料に該当する方のところが大幅な保険料のアップになるという現実がありますし、最高で見ると、5段階のところで非課税とした場合、第1段階となる者という該当者の方は1万3,905円と、25%の保険料のアップということになりますし、それから4段階の同じく第1段階となる者のところでは6,674円、14%余りの保険料の値上げになるということがあります。

それで、今日のこういった高齢者の方々の状況というのは、御存じのように、これ近年特に定率減税、各種控除の廃止等で、負担が重くなっているといえますか、増税になっていることは御存じだと思います。それで、こういった最高が25%という値上げになることについて、市長はどう考えておられるのかなということが、率直に伺いたいことが1つです。

それと、もう一つは、厚労省が珍しい通知といえますか、私が珍しいと言うのは、昨年の8月21日付で、介護保険給付費の準備基金を取り崩す要請文を書く自治体に通知しております。だから、本来私が国保の値下げをなささいよと言えば、厚労省からの罰則といえますか、基金を取り崩すことはとんでもないということを繰り返し言ってきたわけですが、今回は逆に、厚労省がこういった介護保険の準備基金を取り崩してという文書をわざわざ出しているということです。それで、この趣旨というのは、要するに、先ほどありました保険料の3年に1度の見直しということで、ことしも新しい保険料が決まるということになるわけですから、私は期待しとって、いろいろ理由があって、要するに結果としては剰余金が出ているわけです。剰余金が出たから、厚労省は、ことしの保険料改定に当たって、わざわざ取り崩して保険料を抑制するというか、下げるというか、そういうことに活用しなさいよということの通知を出しました。

それで、県内でも福山なんか大幅に保険料が下がっていたというのを新聞報道で見ました。それで、私も竹原市の場合も下がるということを期待していたんですけども、基本的には据え置きという考え方は一定理解して、新年度予算見ましても約2,500万円近い基金の取り崩しが行われるという予算措置にされております。ですから、率直に言えば、私は、こういった最高で25%も実際上がるということが出てくること自体、やっぱりもう少し厚労省の趣旨を目いっぱい酌んで、ここの最低据え置くぐらいの努力は、頑張ったよということが私は期待をしていたんですけども、残念ながらそういう提案ではありません。25%を最大上がるところが出てくるというのは、現実だと思いますし。

そこで、率直に第1点目は、市長に、こういった高齢者の方々の暮らしの大変な状況があると。先ほど、増税等言いました。そういった中で、25%の大幅な保険料の負担が、こういった影響が出るのかというのは、すぐ推測できると思うんです。ですから、私は、こういった今の状況で、なぜこだけ保険料を上げるのかということを、率直なやっぱり市長の御所見を求めておきたいということが1点と、それから2点目には、先ほどから厚労省の通知があると、この趣旨を踏まえてやれば、もう少し新年度の基金の取り崩しが約2,500万円崩してるわけですけれども、そうじゃなくて、この25%上がる、4段階、5段階のところをせめて据え置くぐらいの対応をすれば、そのための財源はどれだけ要るのかなと。ちょっと計算はわかれば教えてほしいんですけれども、2,500万円じゃなくて、3,000万円やれば、こどもこんなに上げなくて済むということになります。ですから、2,500万円の新年度予算の取り崩しの予定がありますけれども、それじゃなくて、なぜ厚労省の趣旨を踏まえて、3,000万円なり、もう少し、ゼロに抑えるぐらいのことしかできなかったのかなということを2点目としてお聞きしたいと。

それから、関連になりますけれども、後の議案で申しわけないんですが、第28号議案で介護保険の今年度の補正予算が行われる予定です。これを見ますと、6,300万円近い、準備基金への積み立てが予定されております。ですから、3点目にお伺いしたいのは、この補正予算が行われた後、要するにことしの3月末での時点での基金の積立金は幾らになるのかということをお尋ねして、3点目として質問しておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 福祉健康課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） まず最初、25%介護保険料が上がるという御質問でございますが、これは平成17年度の税制改正によりまして、保険料の所得段階が上がる方につきまして、平成18年度、平成19年度、保険料負担における激変緩和措置がとられまして、引き続き平成20年度もそういう特例措置が延長されまして、今回この特例措置が廃止になりまして、このように所得階層を6段階とし、第4段階の保険料基準を据え置くというふうな形にしております。

それと、基金の取り崩しの御質問ですが、基金を積み立てまして、3年間の給付費並びに給付総額に所得階層の人数とか介護従事者処遇改善臨時特例基金、先ほど議決いただきました、それと介護給付費のさっきの準備基金等を3年間で合計いたしまして、この第4期の介護保険料を据え置くというふうな判断をしたわけでございます。

3月末の基金の予定でございますが、大体1億900万円ぐらいになるかと思えます。  
以上です。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） わざわざ厚労省の通知というのを申し上げたのは、要するにお金が余ったというのは、負担の割合、いろいろ原因があるわけなんですけど、要するにサービスが使いにくいとか、私どもは意見をしょっちゅう言っていますけども、そういった原因もあるんですが、一つは、厚労省が出した通知の中には、保険料がたまったというのはなぜかということ、一つは保険料を納めてきた被保険者の方が亡くなったりとか、転居したりとかといった、そういった原因でお金が余った。だから、この余った分は、次の料金の改定の際に活用して、要するに保険料を据え置くなり、下げる、そういったところに使いなさいよということが、わざわざ通知が去年8月に出版されているわけです。ですから、さっき私が言ったのは、2,500万円近くの取り崩しは、新年度予算で提案されると、準備されてるのはわかるんですけども、現実にそういったことをしたとしても、この説明資料の41ページにあるように、5段階のところは、先ほど言いましたように、最高で1万3,900円余り、25%上がるのは事実ですから。だから、いろんな経過措置があつてやったというのは、経過措置をやるのが悪いというわけじゃないんですけども、そういった対象者から見たら、そういった方が、最高4月1日から25%の保険料が上がるとするのは事実ですから、そういったところへの対策を私は極めて不十分だということで、対応すべきじゃないかということを行っているわけです。だから、基金の残高も6,300万円ぐらい、補正で後でやるんでしょうけども、それをやったら、あと1億1,000万円余りの基金といいますか、それをそん中の2,500万円を崩すわけですから、お金は相当残るんです。それをあと2,500万円、2,500万円、平成22、23と崩すんでしょうけども、まだ崩す割合から見たら剰余金が出るということは明らかだと思うんです。

それと、先ほど言ったように、21、22、23の中にも、こういった保険料を納めたり転居したり、そういった剰余金の可能性がやっぱり厚労省は指摘しているわけですから、私は目いっぱい、例えば2,500万円じゃなしに、3,000万円なり、3,500万円まで行けるかどうかちょっと検討しないといけないんですけど、3,000万円以上は取り崩してでも、十分対応はできると。3,000万円で3カ年で9,000万円ですから、だから2,000万円ぐらいまだゆとりがあるということは、計算上言えるんじ

やないかと思うんです。ですから、私は、こういった25%も上げる、そこをやるんじゃないかと、そういった2,500万円の予定をもう少し上積みして、3,000万円なり、それを超える規模の取り崩しをすれば、こういった上げなくて済むんじゃないかということ、私は申し上げているわけであって、だから公平さから見ても、厚労省の指導から見ても、私は上げる方向自体が問題があると。わざわざ活用しなさいよと、取り崩しなさいよというんが、今まで言ったことがない分を言ってるわけですから、大いに崩して保険料の負担を軽減をすべきじゃないかなということが、私は言えるし、そこをなぜやらないのかなということが大変疑問に思うから、繰り返し質問をしているわけです。ぜひ、大幅にできるのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

議長（小坂智徳君） 民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 議員のほうからお話のありました、資料のほうの41ページのほうの第4段階、第5段階のことでございますけども、非課税とした場合、第1段階となる者というのは、以前に税制改正によりまして、一定の所得以下の者は非課税とかというのが老人の場合ありましたけども、その制度がなくなりましたということでございますので、それが急になくなったということであると、急に増加をするということでございますけども、その制度がなくなりますと、新たにその年齢に達した人というのは、そのときには非課税措置というのはないということでございますので、その人については、第4段階でありましたら5万5,620円というのが、その年齢に達したときから、そういうのをないですから、当然にそういうふうな形で介護保険料がかかってくる。これは、以前そういう税制措置があったときの方の激変緩和ということでございまして、当初は2年間ということだったんですけども、それを20年度も引き続きということで3年間だけ、以前そういうふうな形で負担の軽かった人の増加を抑えるというふうな経過措置ということでございますので、御理解をお願いをしたいと思います。

また、基金の取り崩しでございますけども、この介護保険料につきましては、3カ年で設定をさせていただいておりますので、介護保険料と介護の使用料につきましては、年々伸びるということを想定をしております。その年度年度に想定をすると、保険料は毎年上げていかなくちゃならないということでもありますけども、そうではなしに、3カ年を同じ保険料でというふうな形で設定をいただいておりますので、議員御指摘のように、新年度予算では2,500万円程度の繰入金ということでございますから、その金額は22年度、23年度とふえていくということでございますので、基金につきましても、全部を取

り崩してということではございませんが、今できる範囲での精いっぱい取り崩しをして負担を抑えるということで考えて、現在提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 先ほどのちょっと経過措置とかいろいろありましたけれども、要するに全国自治体は同じですよ。それでも、保険料そのものは、福山はあれ数千円でしたか、ちょっと金額忘れましたが、保険料を下げますよ。実際に、据え置き以外に、下げました。だから、恐らく厚労省のそういった通達に基づいて、余剰金を活用することで対応されているんじゃないかと思うんですけども。だから、そういう立場のもんが、私は、2,500万円よりはもう少し上積んでほしいということの趣旨も言いたいし。だから、21、22、23、この3年間2,500万円取り崩すと、もう少しふやす予定もあるんでしょうけども、現実問題としては、厚労省が指摘したような、18、19、20年度やってきた中でも余剰金が出た。今後3年間も同じように、いろいろ亡くなったり、転居したり、そういった保険料を納めたけれども使わない人、こういったことを対象に余剰金が出るとは、今からでも同じことですから。

ですから、もう少しやっぱり福山などのような、実際に値下げというぐらいの思い切ったやっぱり対応が可能じゃないかということをお尋ねしたいし、それからもう一つ、先ほど軽減措置というんがあって、私が理解が違うんか、ちょっと確認したいのは、4月以降に私は例えば5段階の1の段階に、私が5万5,620円だったものが、そういう対象だった人が、今度は4月1日以降は6万9,525円に1万4,000円近く、25%上がるんじゃないかということをお尋ねしたわけであって、それが違うんなら違うというふうに、ちょっともう一回再度の説明ですけども、言ってほしいし、私は、さっき言った、繰り返すのは、厚労省の趣旨からいっても、まだ取り崩しが十分可能じゃないのかなということで、据え置き、引き下げということも視野に入れて対応すべきじゃなかったかなということの質問をしておりますので、その点についてもう一度確認を含めた御答弁をしていただきたい。

議長（小坂智徳君） 民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 濟いませぬ。ちょっと説明不足の点がございました。

経過措置ということで、4万6,165円とか5万6,155円とかというふうな形で減額されている部分につきましては、国のほうでも、そういうことについては激変緩和という

ことで、保険料をそういうふうにあく抑えるということについて、国が制度として認めるとよいうことでそういう経過措置があつて、その中で市も同じように保険料の設定をしているということでございますので、これを独自で減額するということになれば、単市で一般会計から繰り出しをしてする以外にはちょっとないということでございますので、よろしく申し上げます。

また、福山市さんのほうで下げられたということでございますが、基金のほうがあつたのかどうかちょっと詳細についてはわかりませんが、今回の介護保険料の改定につきましては、それぞれの市町でそれぞれの介護保険の運営状況によりまして、値上げをされてるところもありますし、据え置きのところもありますし、福山市さんのように下げられたところもあるということございまして、竹原市におきましては、準備基金を積み立ててありますものを相当程度3年間で繰り入れて、据え置いていくというふうな形でさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 現実問題として、保険料が、41ページの資料から5段階のところの説明したように、5万5,620円から6万9,525円という、その保険料の該当者の方は、保険料が25%値上がるといひますか、そういった提案でしょう。だから、私は、いろんなこれまでの経過措置で減額してきた、下げてきたというのはそれでいいわけですけども。だから、そういった方々が、今回4月1日以降25%も保険料が上がるところが出てくるよと。これは、今の状況から見て、何らかの形でやっぱり対応すべきじゃないかと。だから、基金なんかの、さっき言った厚労省の活用の通知なんかもあるわけですから、思い切ってやっぱり2,500万円足りないんなら、3,000万円なら3,000万円等のやって、逆に言うたら、思い切って下げるぐらいの対応が、できないことをやれというんじゃないかと、できることをやるべきじゃないかということの先ほどからの質問なんです。しかし、そこらができなくて、やらなくて、こういった保険料を上げること自体が、今のこういった暮らしの中で高齢者にますます負担をかけることになるという面では、私は極めてこういった提案の仕方自体が問題があるということで反対をしておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。



これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 2

議長（小坂智徳君） 日程第 2 2、議案第 2 4 号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 2 4 号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで実施することとされている市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を、平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで 1 年間延長するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 2 3

議長（小坂智徳君） 日程第 2 3、議案第 2 5 号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 2 5 号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、国の特殊法人が独立行政法人に移行されたことなどに伴い、必要な規定を整理するものであります。

改正の内容につきましては、国の特殊法人である地域振興整備公団、中小企業総合事業団及び都市基盤整備公団が独立行政法人である中小企業基盤整備機構及び都市再生機構に移行されたとともに、独立行政法人緑資源機構が独立行政法人森林総合研究所に統合されたことに伴い、風致地区内における行為の許可の特例の対象となる法人について、引き続き特例の対象となるよう、必要な規定を整理するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

3 番。

3 番（宮原忠行君） 時間も押し迫ってきて、大変申しわけないんですが、幾つか勉強する期に疑念が生じてきましたんで、ちょっと確認の意味も含めて質問をさせていただきたいと思います。

これが、何ゆえに現時点において風致地区内における建築等の規制に関する条例の、ある意味で言えば規制緩和ですよ。その必然性が、委員会等においても、私のほうも簡単に考えとったというようなことなんですけれども、しかし一方において、これは住民の権利義務に関する内容で、例えば独立行政法人等については解除するよと、こういう話です。私どもの感覚からすれば、いろいろと旧竹原町内の風致地区が 3 カ所ぐらいあったんかどうか、私も正確には記憶してないんですけれども、ちょっと気になりますのが、その住民の権利義務との関係において、ちょっと私、略称がわかりませんもんで、正式に言いますと、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律ですね。これに基づきまして、この第 5 条に基づきまして、歴史的風致維持向上計画というものをつくらなければなら

らないと。さきの民生産業委員会のほうで、何か簡単に説明を受けて、時間の関係上もあって聞き流しておったというふうな感じで、ある意味チェックが忘れたんじゃないんかという、私自身のざんきにたえない念もございますので、これとの今申し上げました地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条にいうところの歴史的風致維持向上計画と、この条例の改正案が関係があるのかないのかということについて確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（小坂智徳君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） まず、竹原市内の……

（3番宮原忠行君「関係あるかないかだけでええわ」と呼ぶ）

関係あるか。

（3番宮原忠行君「時間がないから」と呼ぶ）

そうですか。

今回の風致地区の条例に関することにつきましては、県からの権限移譲事務についての規定です。それから、先ほど言いました歴まち法の関係の県の風致地区に関する移譲計画につきましては、現在観光文化室と一緒にあって、こういった歴史まちづくり法の関係で今策定をしておりますので、全然関係がないというわけじゃないんですが、風致地区条例については、今回の提案しとるものにつきましては、権限移譲に伴います事務移譲での事務に関してであって、今歴まち法につきましては、今後それらを一体的に含めて、まちづくりと一体になって考えていくということがありますので、御理解をいただきたいというふうに思ってます。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） 1つの法律が、それ単独で効力を発揮するならば問題はないが、1つの法律が、例えば一般法と特別法の関係とか、上位法と下位法の関係とか、さまざまに密接に絡み合って、住民の権利義務を制限したり、いろいろとするわけです。ですから、簡潔に私は恐らくこの歴史的風致維持向上計画案というものが、これも前の民生産業委員会で示された話で、ある意味都市計画法というのが、災害とか、そうしたことを踏まえて、昔ながらの伝統的な木造家屋の屋根がわらの家並みが続いた美しい日本の原風景を取り壊すことによって、鉄筋コンクリートとかブロック、これによって日本のふるさととも言える原風景を壊してきたという反省のもとから、都市計画法において、そうした伝統的

な日本の家並みを残したり、さらにそれを拡大していく歴史的景観形成拡大というか、そして農村地区においては農村景観とかというようなことを都市計画法の中に盛り込んだのが、そんなに遠い話とは思ってないわけです。そうしますと、とりわけそうした歴史的な景観形成地区を形成していき、また歴史的風致地区の中におけるそうした景観を維持あるいは向上させていくということならば、必ず住民の権利義務の制限なり、それが緩やかな住民協定とかという形かどうかはわかりませんが、いずれにしても地域住民、あるいは竹原市民の権利義務の、自主的かあるいは半強制的かわからんけれども、そうしたものの制限というものがなければ、風致の自然景観の維持向上とかということも考えられないし、歴史的風致の景観形成向上も考えられないわけです。ですから、改めて確認をさせていただきますが、全く関係のない、今度の歴史的風致維持向上計画と全く関係がないと、単なる権限移譲にかかわる機械的な条例改正と、このように考えていいかどうか、イエスカノーかだけで、時間がありませんので、端的に御答弁をお願いします。

議長（小坂智徳君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 上位計画の都市計画法との関連で言いますと、密接な関係はございますので、今後十分に住民とも話し合いを持ちながらいきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（小坂智徳君） いいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

明3月4日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時47分 散会